

第百二十九回国会 衆議院 規制緩和に関する特別委員会議録 第三号

平成六年六月三日(金曜日)

午後二時四十一分開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

理事 狩野 勝君 理事 亀井 善之君

理事 森田 一君 理事 栗本慎一郎君

理事 武山百合子君 理事 吉岡 賢治君

理事 齊藤 鉄夫君

萩山 教蔵君 御法川英文君

榊床 伸二君 村井 仁君

永井 哲男君 貝沼 次郎君

高木 陽介君 宇佐美 登君

松本 善明君

出席国務大臣

国務大臣 石田幸四郎君

(総務庁長官)

出席政府委員

総務庁行政管理局長 八木 俊道君

委員外の出席者

厚生省業務局審査課長 手島 邦和君

通商産業省産業政策局産業構造課長 中澤 佐市君

運輸省鉄道局業務課長 岩崎 勉君

運輸省自動車交通局旅客課長 春田 謙君

建設省建設経済局宅地開発課長 竹村 昌幸君

間宅地指導室長 菅野 和美君

特別委員会第三調査室長

本日の会議に付した案件

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第七三三号)

規制緩和に関する件

○加藤委員長 これより会議を開きます。

規制緩和に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。亀井善之君。

○亀井(善)委員 この規制緩和の特別委員会が設置をされて、こうして長官に御質問を申し上げる、これは初めてであるわけであり、長官、細川内閣に続きまして羽田内閣御留任、こういうことで、大変問題は山積しておる中で御就任かと思ひますけれども、国民も大きな期待を持っておりまして、ぜひひとつよろしく御願いを申し上げる次第でございます。

この委員会、かねがね規制緩和の特別委員会が設置をされて、細川総理も事あるごとに規制緩和のことをおっしゃっておたわけでございます。私たち当委員会といたしまして、この委員会に御出席をいただいておりますが、御披露をいただきた、こう強く要望しておりましたが、これも実現できずして、あるいはまた、羽田内閣になりまして、引き続き内閣の大きな政策課題とされておるわけでございまして、この方も、ぜひ総理に御出席をいただいてその考えを、こう今日も望んでおるところでございますけれども、どうも出席ができないようで、本日にそれだけ内閣が大きな政策課題、また今日、規制緩和と新聞やテレビ、毎日毎日の記事が、このことと出ない日はない、こう言っても過言ではないような大きな課題であるわけでもありません。それが今日までこうして長官との質疑ができない。予算編成や政治改革、こういう問題がいろいろあつたことは、それはそれなりにその中をうまくやれば、また内閣がこれだけ規制緩和のことを

おっしゃっているのなら、熱意さえあれば、本日にやる気があればできたことではなからうか。先ほど本会議におきまして、ガット・ウルグアイ・ラウンドの問題、本日にあつたように今になって、今日になって、その政府の説明が行われる。あのことに全く同じような、一言で言えば政府は怠慢であつた、こう申してもよろしいんではなからうか、このように思ひます。

そこで、これから大臣、特にきょうは初めてでございますので、大臣から主として考えをぜひお聞かせをいただきたい、このように思ひます。

また、私も自由民主党も、基本的にはこの規制緩和を進めることにつきましては賛成であるわけでもございまして、しかし昨今、規制緩和のムードが先行している、こう思ひますし、また、そのようなムード先行の進め方に若干疑問を持たざるを得ないわけでありまして、政治改革の問題も、制度あるいは政治資金や、また今区割りの問題等々が行われておるわけでございまして、世論は政治改革を推進する、一方、いろいろ政治改革のことにつきましても幅広く慎重に考える、こういう人たちが何か守旧派、こういうふうに二つに区分をされた、こういう雰囲気を持ち持たせておるわけでありまして。

規制緩和の問題等につきましても、やはり大変難しい、またいろいろ時代の流れ、また国際的にもいろいろやらなければならぬことは十分わかるわけでもございまして、そういうような守旧派、こんなことが指摘を受けるようなことになつてはこれは大変困る問題であるわけでございまして、そこで私は、大臣にまず、規制緩和が善であり反対するのは悪だという最近の風潮と申しますか、そういう物の見方、考え方、また報道、こういうものについて大臣どうお考えになつておりますか、まずこのことから伺ひをいたすわけ

であります。

○石田国務大臣 規制緩和と特別委員会が本格的な審議入りということ、心から敬意を表し、また皆様の御議論を十分に承りたいと思つておるところでございます。

確かに、今、亀井先生が御指摘のとおり、規制緩和の問題がここ数カ月、大変重要な社会的課題として浮かび上がつておるわけでございまして。私も大臣に就任をして以来、引き続き総務庁を担当することになつたわけでございまして、総務庁長官になりましてから、毎日毎日、新聞には規制緩和の話がいろいろな角度から出てきておるということについて、その重要性についても十分認識をすること、どうやら成果の得られる規制緩和ができるかどうか、日夜腐心をいたしておるところでございます。

今、亀井先生から御指摘がありました政治改革の例を引いて、この規制緩和、反対をする者がいわゆる善悪の中で悪であるというふうな風潮、必ずしもそのようになっておるかどうか、極めて問題があらうかと思つてございまして、まず基本的に規制緩和の問題については、経済的規制と社会的規制があるわけでございまして、その両方がまだ混同して使われておるというふうな状況でございます。

したが、いま、自民党政権下から、この規制緩和という問題についてはかなり大きな関心を持ちながら、例えば鹿野前長官のときには一割削減というふうなことで方針が出て、私が総務庁長官に就任をいたしましたときには、その方針を堅持して、とにかくそれだけの成果を上げなければならぬといつて努力をしてきたところでございまして。そういう意味におきまして、この規制緩和のあり方、まず社会的な規制、経済的規制、この考え方ははっきりしていかなければならないと思

うわけでございます。

そういう中で、いわゆる社会的規制、本来に人間の命や健康を守るために、あるいは安全を守るために規制がある、またそれを強化しろ、そういう御議論もあるわけでございます。それはそれなりの大きな意味があると思っております。また、社会的規制に相對峙して、経済的な規制、この問題についてはいわゆる善とか悪とかいうようなことではなくして、長い間の日本の経済体制がいろいろな意味で今行き詰まっているというふうに承知をいたしておるわけでございます。

二十年前、三十年前と比較をしてみますと、社会体制は大きく変化をきてきているわけでございまして、そういうような時代、特に二十年、三十年前については、欧米に追いつけ追い越せというようなことで、経済主導体制と申しますか、そういうような方向で政治も努力をしてきたと思うわけでございます。そういう意味におきまして、社会経済と行政との一体感、そういったものが一つの規制の強化となつて、それがさらにまた経済効果を生んでいくという状況が、長い間続いていたというふうに思っているところでございます。

しかしながら、特に近年、十年前後と申しますか、国際社会という大きな枠の中で日本も生きていかなければならないというような体制になりました。日本の経済体制もまた経済規模も、大変大きくなつた。さらにまたソ連の崩壊ということも、冷戦構造後の世界の経済体制というのは、中国にしてもロシアにしても、新しい自由主義経済というものを志向しつつ大きな変革を遂げようとしているわけでございます。そういうように、日本も国際経済の中の一員として、まさに共生という感覚を持ちながらこれからやっていかなければならない時代になってきている。

そうやってみますれば、私たちの生活それ自体もそういうような変化を感じながら、あるいは高齢化という問題もございまして、そういう中でどうやって経済をこれから活性化していくか。特

に、バブル経済はじけた後の日本の経済というのは、まさに支離滅裂というような大きな混乱を起こして経済が停滞をしてしまったわけでございまして。そういったことも加えて、まさに経済改革という標語を細川政権として掲げたわけでございまして、その経済改革をなし遂げていく上においては、やはりこういう規制緩和、経済的規制の緩和、市場活性化を再度図らねばならぬという角度における規制緩和というものは必要であるというふうにお思われるを得ないわけでございます。

ただ、先走った御答弁になるかもしれませんが、規制緩和はすべていいことばかりを生むわけではなくて、大変な苦しみも同時に、大がかりなスクラップ・アンド・ビルドでございますから、当然苦しみも伴うわけでございます。そういった意味におきまして、単に善悪の区別ではなくして、その調和をとりながら私は規制緩和というものを将来に向けて整備をしていかなければならない、こんなふうに考えておるわけでございます。社会経済の発展と国民生活の安定という二本の柱を踏まえながらこの規制緩和を進めていくべきもの、このように思っているところでございます。

○亀井(善)委員 いろいろ考え方を承ったわけでございますけれども、そこで、細川内閣並びに羽田内閣と、規制緩和を最重要政策課題、こう掲げておられるわけであります。その位置づけた背景、意義、今のお話の中にもその辺のことも承ることもできたわけでありますけれども、そういう最重要政策課題、こういう中でお考えになつておるわけでございまして、その点につきましてもちょっと伺いをしたいと思います。

○石田国務大臣 私どもの考えとしては、これは政府の最重要課題の一つというふうに位置づけをいたしておるわけでございますが、今申し上げましたように、経済社会というものは絶えず変化を遂げていくわけでございまして、その変化を的確に見通しをして、そして経済社会全体のその動きにやはり行政も合わせて、それがより効果のあるように、国民生活に資するようにというよ

うにすることが行政としての大きな課題であるわけでございまして。しかし、そういうふうに見てまいりますと、なかなかこれは短兵急にはまいらないわけでございまして、やはり中期的な展望に立つて整々と進めていくことが行政としては重要な課題ではないだろうか、こんなふうに考えているところでございます。

○亀井(善)委員 そこで、規制緩和が、内外価格差であるとか内需拡大、世界貢献であるとか、こういう目的や理念、いろいろ相関関係があるわけでありまして。そういう目的、理念、そういうものをもって現状を見通していくことがまた必要であるわけでございしますが、では、だれのため、何のために規制緩和をするのか。また、あわせて最近の規制緩和に関する議論、論議においては、本来行政が責任を負うべき範囲は何かという視点に立つた議論がどうも欠けているのではなからうか、こう感ずるわけであります。この辺のことについて、大臣のお考えを承りたいわけであります。

○石田国務大臣 行政が責任を持つべき範囲、規制緩和に関する問題としてそのような御指摘が一つあるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、やはりこれからの経済社会というものを考えてみますと、確かに今までは自動車であるとかあるいは電気製品、あるいはいろいろな事務機器、そういったものを中心として非常に大きな発展を遂げてきたわけでございまして、自動車産業一つを取り上げてみても、世界各国の自動車産業との競争もございまして、ある意味においては大きく頭打ちをいたして、まさにもう経済社会のリーダー役としての役割も、極端に言えば終わったのではないかとというような議論すらされるような状態で、ある意味におきましてはもう頭打ち状態、そういう面も見られるわけでございします。

から、そういった意味において民間の方々のやる気を起こす、そういう一つの経済社会体制というものを構造的につくっていく必要がある、そこに規制緩和の一つの役割があるだろうというふうに思っているわけでございます。

昨今、光ファイバーを中心とした新しいそういった通信情報関係、構築をしていこう、そうするとそこにはいわゆる百二十三兆円にわたる大きな需要の創出が期待ができる、あるいは二百四十三万人の新しい雇用ができる、そういうようなことが言われているわけでございまして、そういった意味では、まさにいろいろな情報通信の規制緩和をしながらそういう新しい分野での進出を期待する、そういったことが一つの大きな行政の役割かもしれない。

同時にしかし、先ほど来申し上げておりますように、例えば今度の規制緩和の中で自動車のいわゆる定期点検というもののが六カ月分が廃止になりました。聞くところによりますと、こういった自動車の整備業界の年間の総売り上げが六兆を超えているところでございまして、そのことによつて約五千億くらいの損失が生まれる、そういう痛みが一方において出てくるわけでございます。そういうようなことを考えますと、極端にそれがまた業務の落ち込みになつて、いわゆる倒産につながつてはならないわけでございまして、そこら辺の問題を行政的にどう是正いたしますか、助成していくことができるか。そこら辺、調整としての役割も一つはあるだろうというふうに思います。

また、大店法の関係で、閉店時間が八時まで延びたわけでございしますが、そのことによりまして、いわゆるお勤めをしていらつしやる主婦の方々が非常に買い物がしやすくなるということ、売り上げも伸びているというように、そういった消費者にとつてのメリットもそこに出てくる。しかしその周辺の零細小売業の方々は、逆にそのことを大変脅威に感ずるというように、逆にございます。

いますけれども、その中で、できる限り消費者の立場、生活をする者の立場というものもそれによつて十分メリットが得られる、そこら辺の視野を持ちながら、これからの規制緩和の問題、中小企業の経済的な弱者、そういったものに配慮しながら、損をする人、あるいはメリットを得られる人、そういう中でいろいろな問題を、規制緩和を進めながら一つ一つ点検をしながら、よりよい調整をとる必要があるだろう。そこら辺が、要するに行政が負うべき責任ではなからうかなというふうに思っているところでございます。

規制緩和は何を目的として推進をするかということについては、先ほど来いろいろな角度から申し上げておるところでございます。

○亀井(善)委員　そこで、行政の責任、こういう中で、今許可を受けようとする一つのケースでお話を申し上げますと、法律があり、政令があり、省令があり、施行令あるいは施行規則、通達、告示、こういうように、まさに法令の迷宮の中をさまよう歩くような、こういう状態ではなからうかと思うのです。その辺の規制、許可はどうかにあるのか非常にわかりにくい。あるいは意欲と能力のある企業経営者なり、あるいは新規参入者がビジネスチャンス求めて参入しようとしても、どの業界にどのような規制があるのか、もう最初の入り口でさえ、これがわからなければ、なかなか負担がかかってくるわけでございます。そういうような自由な経済活動に参入できるように、原則的には経済規制の全面撤廃、こういうことが目標であらうかと私は思いますけれども、すべて早急にこれをやろうとしてもなかなか難しいことではあります。

そこで、第一歩と申しますか、行政の責任、そういう面では、許可の全情報公開というのか、やはりそういうものも行政の責任としてお考えをいただくよう、この機会に大臣にお願いを申し上げておく次第でございます。

そこで、今車の車検の話やいろいろお話がありました。この規制を緩和する以上、それなり

の自主自立あるいは自己責任の中で生きるという発想の転換がやはり必要なことではなからうか。規制を緩和する、そういう中で、やはり自己責任、これが当然出てくることではなからうか。極端な話をしたら大変恐縮でございますけれども、食あたりをしたらこれは保健所が悪いんだとか、あるいは火災が起きたら消防署が悪いんだ、こんなことであるとか、先ほどお話しになった車検の問題も、今度マイ車検というふうなことで、もう車検だけとれば二年間その車に乗っていいんだ。しかし、これはすぐ次の日、あるいは一週間もしたら何かブレーキが悪くて事故を起こした。しかし、ユーザーにすれば、もう国からこうしてちゃんとした車検を二年間もらっておるのだから、これはある面では国の責任ではなからうか、こういうようなことも出てくるようなことではなからうか。

そういう面では、ぜひ自己責任、我が国の今申し上げたような風土、今までの考え方、あるいはもう本当にキツチャップというふうないろいろな体制から申し上げると、なかなか自己責任ということがなじんでいないのではなからうか。ある面では、教育の問題、あるいは社会生活の中でも、自己責任ということがどうも諸外国に比べておろけているところもあるのではなからうか。こういう観点から、この自己責任の原則、ある面では規制緩和が行われるということと押しつけが出てくるわけでありませうけれども、この辺のことについて、大臣のお考えを伺いたい次第でございます。

○石田(国務)大臣　市場経済が活性化をするということは、経済社会にとって極めて大事な問題であるわけでございますが、先生やはり御指摘のとおりでございます。長い間やはりいろいろな規制の中で我が国の国民は生きてきたわけでございます。それから、そういった意味において、自己責任の上において対応していくということには、かなり弱い面があるかというふうに私も思うわけでございます。

では、そこら辺をこれからどうやっていくかというところになりますれば、やはり国民の皆様ができるだけそういった変化に対する情報というものをしっかりと知っていただく、そういう努力をやはり行政も企業もやっていかなければならないのではなからうかなというふうに思っているところでございます。これだけ大きな変化をもたらすわけでございますから、だからこそ経済改革というふうな言い方をするのでしようけれども、それだけの大きな取り組みをしているのだということをどう認識をしていただくか。

先ほど、いわゆる通信、情報世界への新規参入を考えれば、新しい雇用が二百四十三万人も出てくるぞなんという大変希望の観測が出ているわけですが、しかし、それは労働がいわゆるシフトを要するということでございますから、これは自動的にならうと変わってくるのではなくて、変わるについてはいろいろな痛みも当然生まれてくるわけでございますので、そこら辺の議論は決してないがしろにしてはならないというふうに思っているところでございます。

具体的には申し上げますと、こういった規制緩和の問題、やはり個々の問題になるわけでございます。それから、電機業界なら電機業界の問題、あるいは建築業界の問題なら建築業界の問題、あるいは、役所側でいえば、そういう個々の省庁にかかわる問題、それぞれの業界の問題というふうになつてくるわけでございますので、そういった点は、そういった個別的な関係の中でどんな改革が行われていくのか、規制緩和を行っていくのかというところを関係省庁、業界がしっかりとPRをし、理解をしていただくことが非常に大事であらうというふうに思うところでございます。

今回の今まで取りまとめた規制緩和について、一括法で処理できるものは一括法をお願いするところと、既に法案を提出をさせていただいており、ただ、法制局との打ち合わせの中で、やはり政策変更に伴うものは個別法でなければならぬというので、二十四本の個別の法律にし

ている、そういうようなことでございます。そういった二十四本の個別の法案については、当然この規制緩和特別委員会におきまして、それぞれ委員会でも御議論をいただくわけでございますから、そういう点の問題点をできるだけ幅広く国民の皆さんにお知らせを申し上げる、そんなふうな、教育と言つてはちょっとオーバーになるかもしれませんが、それだけでも、そのぐらいのつもりでやっていくことが非常に大事であるし、そういったことで自己責任原則というものになれていただく、こういうふうになつていくべきものかな、こんなふうに思っております。

○亀井(善)委員　私は、規制緩和と自己責任と裏腹の関係だと思ふのです。そういう中で、市民社会あるいはまた世界共通の土俵をつくる、そういう面では緩い緩和をする、そして自己責任、そういうものが裏腹の関係にある、そしてその自己責任によって成り立つ市民社会、こういうものをつくっていくこと、そして、それがひいては本当に世界と共通の土俵というところに立つことができるわけでありまして、今の大臣の答弁を聞いておりまして、それぞれ法律で云々、あるいは各役所がどういふようなことでは、この問題というのはなかなか国民に理解を得られないのではなからうか。あれだけ内閣が、あるいは総務省が中心になつてこの規制緩和のことをお進めになつている。やはりもっと思い切つた積極的な姿勢というものを出していく、そういうことがなければこの規制緩和というのはなかなか進まないのではなからうか。

特に、規制緩和の問題について、いろいろなところから、あるいは審議会からいろいろ出てまいった。また、今日まで一括法案が出てきたとか、あるいはそれぞれのところでやっておりますけれども、ただ件数を少なくするとか、そういうことが先行して、現実には細川内閣が誕生して、規制緩和のことをずっといろいろな進めておられるけれども、どうも現実に積極的な姿勢というものをなかなかやることができない。本当にやる気

があるのかどうか、こういう疑問を持たざるを得ないわけでありまして、それにはこの規制緩和と裏腹の関係にある自己責任原則、こういうものについてもっと積極的に総務庁が、教育の面であるとかPRであるとか、そういうものをやる姿勢というものをやらないと、この問題というのはなかなか実現できないんじゃないか、私はこう思いますけれども、もう一度大臣のお考えを……。

○石田国務大臣 ちよと言葉足らずであつたかもしれませんが、やはり自己責任原則を徹底するということにつきましては、これは経済社会全般にわたっての規制緩和をしていくわけでございすから、要するに自己責任というものの関連において、共通項の話題として行政側が提供するということは、これは極めて困難なことではございす。ですから、私が申し上げておりますのは、やはりそういった規制緩和の一つ一つの問題について、消費者に対して、あるいは関連業界の方々に對してどういう影響が出てくるかというのは、まさに個別問題として対応をしていかなければならない問題だという意味合いで申し上げておるわけでございます。

そういう政府の姿勢の弱さでは規制緩和が進まないんじゃないかというふうな御批判があることは、私も十分承知をいたしております。これは、ただ総体的に規制緩和の旗を高く掲げて、規制緩和、規制緩和と言っていて、それで進むわけじゃないことは私も十分承知をいたしておるところでございます。

ですから、行革推進本部に三つの部会を掲げて、そしてその中で具体的に、例えば住宅問題について、建築費をどういう形にしたら本当に安くできるか。外国の輸入にかかわるさまざまな基準の問題も、それを何とか日本社会に合致させることができるようにならないか。あるいはまた、水道、電気工事の問題についても、ただ専門の方々がそれにタッチするだけではなくて、そういった施工をする業者の中にも併任できるようにした方が経費が安くなるのではないか、そこら

辺の規制をどうするか。そういうような問題を個別的に今洗っているわけでございまして、そういった意味において、三部会のそういった討議の結果を六月何日に出しますけれども、そういうような形を通して一つ一つモデルをつくっていく、このことが私は極めて大事なことであらうと思ひます。

今後の考え方としては、五年間の計画を立てて、そして規制緩和を年次ごとに計画を立てながら前へ進めていく、こういうような決意で今やっているところでございす。

○亀井(善)委員 後ほど、その作業部会の問題等々についてはお伺いをするわけでございすけれども、ぜひその自己責任の問題、卑近な例で申し上げれば、自分たちの責任で解決する姿勢というものを持たなければならぬ。車の運転をして、曲がり角で一時停止をする、見通しのきかない道路ではスピードを落とすという自己規制が必要で、それをやらなくて信号機をつける、こういうようなことになってきたら、町じゅう信号機でいっぱいになってしまふ、そういうことが考えられるわけでありす。そういう面で、規制緩和と自己責任の原則、これは本当に裏腹の関係があるということ、十分意を尽くして努力をさせていただきたいとお願いを申し上げておきます。

そこで、内閣の大きな政策課題として規制緩和を持つておられるわけでございす。それでは、我が国の経済社会がこの規制緩和によってどう変化をするものか、予測できる経済社会像と申しますか、そういうものをちよとお示しをいただきたいと思ひます。

○石田国務大臣 規制緩和によってどういうような経済構造が生まれてくるか、これはなかなか一口に言えない問題だと私は承知をいたしておりますが、先ほども申し上げましたように、経済改革を必要とする日本の今の経済構造、これは大きな視点からいけば、やはり一ドル百円時代というふうなことになる、日本はそういう世界経済の中で新しい対応を迫られているということが、私

は一つあるかというふうに思ふわけでございす。

また、もう一つの問題としては、そういった百円時代に伴ってどんどん海外にいろいろな企業が進出していき、外国において生産をする体制という方向になりつつある、こういう問題も一つあるかと思ひます。それから、もう一つは、やはり高齢化社会というものがいよいよ迫ってきているわけでございすから、この視点も考えなければならぬわけでございす。

だから、そういうような問題を抱えながら規制緩和をすることによって、むしろ市場経済が活性化をしていく。その方向に対してどんどん新しい新しい時代の変化に対応する、そういうような経済構造をつくり上げていく、今言ひ得ることはこの程度のことではなからうか。規制緩和がすべてではございせん。やはり産業構造全体の動きも関連をしていくわけでございすから、規制緩和の面からだけ、将来の日本の経済社会のあるべき姿を描くのは極めて困難ではないか、そのように感じます。

○亀井(善)委員 それでは、規制緩和によってどれだけ経済効果が見込まれるものか、またその評価手法をどうしていくものか、この点について、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○石田国務大臣 規制緩和によって経済効果がどのような形になってくるかというのは、極めて大事な問題であらうというふうに思ふわけでございす。

そういう意味で、先ほど来申し上げておりますように、項目を挙げますれば四つぐらいになるかと思ひますが、一つには新規事業の創出や事業の拡大の促進に役立つ。それから二つ目には、競争の促進や価格の弾力化による市場の効率化、こういった問題が考えられるわけでございす。それから、国際的基準などの調和、市場アクセスの改善などによりまして、輸入の促進に大きな効果を生むであらう、こういうふうに思ふわけでございす。

また、消費者や事業者の負担の軽減による経済コストの削減、こういった問題が考えられます。

四番目に挙げた問題を申し上げますと、例えば今いろいろな業界がそういった法律に關係しているわけでございすから、報告とか届け出の書類が非常に多い。これはダイエーの中内さんあたりもお店を一つつくるのに大変な書類と手間と金がかかっているという指摘がございす。あるいはまた、電力業界から、火力発電を設置するにしても、もう原子力発電は言うに及ばずでございすけれども、もう膨大な資料を出さなければならぬ。そういったものが、何千万どころの問題ではない、大変な経費もかかっているというふうなことでございす。

私が総務庁長官になって特に力を入れましたのは、行革大綱の中にも方針として入れましたのは、そういった届け出、報告のたぐいの軽減、これを厳しく各官庁に要求をいたしているところでございす。そういう面だけでもコストはかなり下げられるわけでございすので、そういうような効果も生んでいる。ただ、私も総務庁長官になりましたときに、この規制緩和の問題で、何とかこれを経済効果なら経済効果という意味で、計数的にとらえることはできないのかというので省内でも随分勉強していただきましたし、また経企庁の方にもお願いをしてやつたのでございすけれども、なかなか計数的にとらえることができない、こういうような状態でございす。

これは、予算委員会でもいろいろと御注文がございまして、さらに今勉強させていたいただいてありますが、私は、社会経済全体の中で、そういった規制緩和の効果を計数的に出せと言われても難しいのはございす。個別の問題、それには幾つかの例外を挙げることではできないではないかというふうに感じておりますので、ここら辺を今総務庁においても勉強をさせておるわけでございす。

ここら辺のことについては、ちよと局長の方

からもう少し答弁をさせていただきたいと思ひます。

○八木政府委員 お答えを申し上げます。

若干の例示でございますが、いわゆる地ビールでございます。ビールの製造免許に係る最低製造数量の基準を引き下げる、こういう問題に取り組んでおるわけでございますが、例えばビールの市場は今二兆四千億でございます。現状はそういうことでございますが、地ビールの免許ができる製造数量の限度を二千キロリッターから六十キロリッターに引き下げることに伴つてどのようなマーケットの変動が生ずるか、計数的にはまだ予測を明確に申し上げる段階ではないのですけれども、相当な需要増があるであろう。

大臣から御答弁を先ほど申し上げました自動車検査の緩和の問題、これもマーケットが六兆でございますが、六カ月点検の義務づけの廃止と定期点検整備項目の簡素化等によりまして、数千億のオーダーの効果が出るのではないかと、あるいはまた、トラックを二十トンから二十五トンに引き上げるわけでございます。物流コストが約二割これで削減できるのではないかと。現状二十トントラックが約五十万台強走っておりますが、やがて物流コストの相当なダウンに結びつくのではないかと。あるいはまた、タクシートの運賃の弾力化、これはなかなか難しい問題でございますが、これに伴つて相当な効果が出てくるのかどうか、今後の問題でございます。

携帯電話の売り切り制の導入に伴ひまして、携帯電話の爆発的な需要が出てくるのであろうかと、うであらうかと、まさにこれからのマーケットによるわけでございますが、現状の市場規模は二千億ということになっております。どの程度の拡大が見込まれるか、今後の課題でございます。国境を越えるテレビ放送の受信といったことも取り組んでございますが、現状、衛星放送関係の機器のマーケットは七千億強でございます。若干の刺激がここに出てくるであらう。

ございますが、ことしの二月に決定いたしましたテーマで申しますと、自己株式の取得等の規制の緩和、これに伴つて証券市場にどのような活性化が効果として出てくるか。これはこれからの問題でございますが、相当な効果が出てくるのではないかと考えております。

それから、比較的著明な問題といたしましては、今回住宅の地下室に係る容積率を枠の外に認める、こういうことでございます。低層住宅地域、優良な住環境を尊重されるべきという用途地域のもとにおきましての建築投資に相当な刺激が生ずるのではないかと、多数の項目を持つておりますが、それぞれ確定的な見通しを数量的に固めるには至っていない段階でございます。若干の効果は当然段階的に出てくるであろうというふうに期待をいたしておる次第でございます。

○亀井(善)委員 今、経済的な面での話を大臣並びに局長からお伺いしたわけでございますけれども、それなりのことが見込まれることは事実かと思ひますけれども、この数字自身が、やはりいい話と、逆にいわゆる規制緩和による影の部分、すばらしいバラ色の問題と、逆に関係業界への影響であるとか雇用への影響、こういうことをどう予測をしておられるのか。また、これに対するどのような配慮をしておられるのか。

実は、先般私もアメリカに参りまして、規制緩和のそれぞれの専門家のところに参りまして、一番最初に出てくるのはアメリカの航空会社の例であります。これは、日本の国とアメリカと、このとおり面積も大変違うわけでございますから、アメリカで航空会社の規制緩和をされた、新規参入をそれなりにされた。しかし今日、一時は新規参入がふえたけれども、またそれが寡占化のような状況、あるいはまた極端な話をすれば、お客さんがなければ飛行機は飛ばないとか、あるいは、どうもはつきり向こうでも教えてくれなかったわけでございますけれども、いろいろなものを讀んでいった段階では、かえって運賃が上がつてきておる、こういうケースも見受けておるわけでござ

います。

あるいはまた、トラックの例につきましても、例えば一九七九年の時点で上位三十社に名を連ねていた運送会社のうち、一九九〇年の時点で生き残っているのはわずか十社である。この間に十八社が倒産をし、二社が他の会社に合併をされたとか、激しい競争が運賃を低下させ、質下げ競争に対応し切れなかった大企業が次々に倒産をしていった。相次ぐ倒産で職を失った人々の総計は、この業界だけでも十五万人に及ぶ。ところが、米労働省の統計によれば、この間運送業に従事する労働者人口は二十五万人増加し、平均所得も五千ドル増加し二万三千ドルになった。しかし、この数字のもう一つの事実が隠されていた。確かに労働人口は増加した。しかしその大半は個人営業の運送業者の増加であり、その平均は労働者総計の平均所得より四千ドルも低い二万ドル以下であった。

このように、規制緩和が企業間の競争と価格の低下、新規参入者の促進につながったのは事実であるが、しかしその代償が、この業界における失業、労働条件の低下であったことも事実であるわけでありまして、このように日の当たる部分、またいわゆるニュービジネスであるとか市場の活性化であるとか、いろいろ効果が見込まれるわけでございますけれども、やはりこれら影の部分に対する影響、対応というものがしっかりと考えていかなければならないのではなからうか。

そういう点で、やはり規制緩和、もう本当にいろいろ実験、私は、国鉄の改革もその一つの実験であったのではなからうか。あるいは、先ほどタクシートの弾力化、これはいろいろ先般来おやりになっておりますけれども、これも運賃の弾力化、少し実験というようない一面があるのじやなからうか。日本型のものをやはり考えていく必要があるのではなからうか。影の部分に考慮し、半歩前進、こういう言葉が日本にもあるわけでございますけれども、我が国なりの規制改革、こういうことが一面必要ではなからうか、こう思ひます。

そこで、その影の部分、こういうことへの影響をどう予測をされるか、またどういった配慮をなされるか、このことについてお伺いしたいと思ひます。

○石田国務大臣 確かに、亀井先生御指摘の問題は、私は極めて大きな問題だと思ひますのでございます。

実は、卑俗な話をして恐縮でございますが、この間、広島へ参りましたのです。そうしたら、広島空港が山の方へずつと移転をしまして、空港そのものは大変整備されて便利になったのでございますけれども、やはり三十五キロか四十キロぐらい先になつてしまつたのですから、むしろ新幹線「のぞみ」の方で行くと四時間ぐらいで行つてしまふのだそうで、お客が一割以上、二割ぐらい減つたという話なのです。ですから、そこに何か変化が起こると、やはりプラス面とマイナス面が必ず起こる。ましてこの規制緩和というのは市場経済の活性化をねらつておるわけですから、言葉をかえて言えば、激しい競争が起こることとをやはり想定せざるを得ない。日本の社会とアメリカの社会とは、やはり雇用問題等においては大きな歴史の違いがありますから、一概には論じられないわけでございますけれども、今先生の御指摘の問題は極めて大事な問題だというふうに思つておるところでございます。

大きく申し上げますと、一つには自己責任原則ということを含め、亀井先生もやましくおっしゃつたのでございますが、それと市場原理に立つた新しい経済社会の実現を図る意味においては、同時に公正な、自由な市場競争ルールといったものをひとつしっかりと考えていかなければならない。それから、同時にまた、市場競争におきますいろいろなハンディが生まれてくるわけでございしますから、それを調整し得る、そういう意味の政策が必要かなというふうに思つております。一つには中小企業対策、二つには雇用対策、三つには、先ほど申し上げました消費者への情報提供、ある

いは消費者の被害の防止、救済措置の整備、またもう一つは独禁法の的確な運用と政策競争の積極的な展開等が挙げられるわけですが、こころの具体的な、もう少し突っ込んだお話しについては、局長から答弁をさせていただきたいと思います。

○八木政府委員 ただいま先生御指摘の問題の一つは、いわゆる社会的規制に関する問題でございます。生命、安全あるいはまた健康、環境、航空行政の例を引かれました、安全性の問題については、御指摘がございました。この辺につきましましては、私も規制緩和を進めるに当たっては、極めて慎重、綿密な点検が必要であらうと考えているところでございます。

次に、経済的規制につきましては、大臣から御答弁申し上げましたとおり、自己責任原則と市場原理の活用ということでございますが、その反面におきまして、公正、自由な市場競争ルールというものが当然必要である。そしてまた、市場競争におけるハンディを持ちがちなサイドにつきましましては、例えば中小企業者でございまして、弱い立場の雇用等につきましては、これの補完といった施策が当然必要であらう。

中小企業につきましては、大臣から御答弁申し上げましたとおりでございますが、中小企業の構造調整への支援、あるいはまた中小企業の経営基盤の強化、そして中小企業の活性化支援、小規模企業対策の充実、指導振興事業等でございます。規制緩和政策を進めるに当たって、当然そうした関連施策を同時にセットしていかなければならないと思うわけでございます。

雇用対策につきましては、雇用維持の支援の問題、雇用調整助成金等の充実、あるいはまた企業の事業の再構築、援助事業の充実、職業能力の開発の支援等の対策が当然必要でございます。また、離職者の再就職の促進に関する諸対策、これも当然必要であらうと存じます。さらには、雇用開発機会への支援、特に地域における雇用開発の問題等につきましましては、問題意識についての重点的な取り組みが当然必要であらうかと存じます。

三番目の、大臣が御答弁申し上げました消費者行政の問題につきましては、まさにPL法におきまして御提案を申し上げております総合的な消費者被害の防止、救済対策の確立でございますが、さらには消費者への情報提供をいたしまして、国民生活センターの諸事業あるいは県における地域消費生活センター等の諸事業の充実等が、当然必要になってくるのではなからうかと考えている次第でございます。

同時に、先生御指摘の、自由な企業活動ということの影の部分としての独禁政策の的確な運用、当然これが重要であらうと考えるわけでございます。独禁法の厳正な運用による違反行為に対する厳正な対処、各種ガイドラインの整備充実、適用除外制度の見直し、再点検、そしてまた、中小企業等の取引慣行に関するチェックが当然なされなければならぬ。これらの総合対策を講ずることによって、規制緩和を順調に展開するための政策基盤を整えたい。その意味では、まさに全政府的な努力が要求されている分野ではなからうかと考えている次第でございます。

○亀井(善)委員 今いろいろお述べいただいたわけでございますけれども、この規制緩和をする、こういう中で影の部分、この問題にぜひひとつ御留意をいただきたい。しかし、それらいろいろの問題、行政、役所とあるいは業界、あるいはまた政治との鉄のトライアングルとよく言われるわけでございますけれども、こういうものが、やはりいろいろな面でも十分注意をしておかなければならぬことではなからうか。行政、役所サイドにおきましては、本来の仕事に戻り、また、一つのビジョンというものをしっかり示してもらうことが必要であるのではなからうか。また、それらの問題については、業界がいろいろ業界同士で話し合いをし、また問題を解決していく。また、これはもう政治家にとっては、我が国の将来、こういうものをしっかりと見据えて目を向けた、そういう考え方でいくという対応がやはりその根底に必要なことではなからうか、このよう

にも考えるわけでございます。

そこで、細川政権は、規制緩和を緊急経済対策の重要な柱として取り上げておられたわけであり、規制緩和によって景気浮揚の即効性、こういうものが期待できるのかどうか、できるとすればどのような事例がありますか、どうか、ちょっとお伺いをしたいわけでございます。

○石田国務大臣 細川政権におきまして緊急経済対策の一環として規制緩和を取り上げたわけでございますが、確かに、先ほど申し上げましたように、大型店舗法の時間制限を緩和することによって、売り上げも伸び、消費者の便宜も図れるというふうな、そういう小さな問題の即効性はあろうかと思えます。しかし、経済全体を考えると、私はやはりそこに即効的な経済効果というのは、そう短兵急に現れるとは思えないわけで、やはり規制緩和によりましてじわじわと経済効果が出てくるというのが、この規制緩和の本質であらうというふうに思っているわけでございます。先ほど申し上げましたように、特に経済効果という面で、生産性が上がるといふような角度ばかりじゃなくて、消費者の実質的なメリットがふえる、こういった面も大いに計算の中に入れなければならぬのではないかと考えているわけでございます。先ほどありました整備工場の問題、自動車の整備業界の問題でございますが、五千億の中小企業、大変な損失でございます。しかし、その五千億というのはどこへ行くかといえ、これは車を保持しているユーザーの方へ行くわけでございますから、かなりの国民生活の潤いに資することができるといいますか、そういうようなこともあろうかと思っております。そういう意味におきまして、これからの規制緩和の中でいろいろな問題が考えられると思えます。

頭として頭張っているという状況で、これからそこら辺はさらに議論を深めなければならぬわけでございますが、無人化によってコストが下がる、それによって単価が下がってくるというようなこともございましょう。これは、一つの事業の新しい角度の展開というふうな問題であらうと思っております。

もう一つ、やはり大まかに考えるとすれば、例えば石油製品の輸入の問題、こころにも、現に業者が指定をされておりますもので、新しい業者は参入できないという状況になっております。こころをやることによりまして、ガソリンがアメリカの単価の四倍であるというふうな状況も変わってくるかもしれません。

それから、もう一つ大きな問題としましては、やはりそういうふうにさまざまな、今までの業界に対して新しい角度で参入できるということになりますれば、やはり研究開発というふうな問題、投資を誘発する、そういう問題があるかと思うわけでございます。今も、こういう厳しい経済情勢でございまして、さまざまな企業がさまざまな工夫をしていらっしゃる。私も知っているのが、ございましてけれども、ある紡績会社なんというの、もうかつての紡績部門は完全に縮小されてしまつて徹底的に、むしろ自動車産業の面に大いに進出をしておる、自動車のそういう部品をつくる、という、そういう方向に企業内容が変わつてしまつておる。そういうようなことが見受けられるわけでございまして、そういう意味におきまして、それぞれの企業が新しい要するに経済体制がつくり得る、自分たちも参入し得るというふうな、そういうふうな、そこら辺への研究というものがかなり活発になってくるだろう。そういう意味において、大いなる効果を期待できるというふうに私は思っているわけでございます。

○亀井(善)委員 今や景気対策というのは規制緩和、そういう中でキーワードになっているようなことであるわけであります。そこで、この不況を乗り切るとか切り口、この中で住宅問題あるいは土地の問題、容積率の問題であるとか、これらはそれなりに景気浮揚、即効と申しますか、そういうことが効果のあるものではないだろうか、私はこう思っているわけであります。

また、今大臣からいろいろお話がありました。が、車検の問題で五千億という数字がすぐ出てくるわけでごさいますけれども、これは経済規制の問題というよりも、やはり安全の問題、こういうものがありますので、すぐそれがそういう形で数字で出てくる問題ではないんじゃないだろうか。毎日、車を安心して乗らなければならぬわけでごさいますから、そういう面では整備は期間を問わず、やはりある面では人間ドックと同じような中で私たちが安心して生活できる。車だっただけで安全なもので、やはり整備関係者に時々チェックをしてもらう、そして安全な車をみんなが乗らなければなりませんし、特に環境問題等いろいろあるわけでごさいますので、そういう面でも、すぐ定期点検がなくなったから五千億という数字でいろいろなことが出てくることについては、私はちょっとこれはいかなものかな、こう思っております。

そこで、今いろいろお話しになったわけでごさいます。規制緩和によって貿易インバランスが是正されるものかどうか。特に、日米インバランスはどうなるのか。最近アメリカ側の要求に屈する形で規制緩和を進めようとしている、このようにも受け取れるわけでありまして、しかし現在、日本の輸出の七割が資本財であり、日本が世界の製造業に対する人工資源供給国として一級の部品や材料、生産設備を供給し続ける限り、規制緩和をしても対米貿易黒字は減らない、このように思っているわけですが、このインバランスの問題につきましてお考えを伺いたいと思います。

○石田国務大臣 亀井先生御指摘のとおり、私は

日米の貿易のインバランスの問題については、規制緩和だけではとてもカバーできない問題だというふうに、基本的に承知をいたしておるわけでごさいます。

いわゆる生産構造そのものがアメリカの社会と日本の社会とは変わってしまったわけでごさいます。この間も予算委員会等でもそれは盛んに議論が出ておったところでごさいます。ある先生の御指摘では、大体全産業の三五%くらいはアメリカ国内でもう生産しておらぬ、そういうものが日米のインバランスというものが大きくなっているよというふうなお話も承りました。そういうようなこともあらうと思ひます。ただ、一つはやはり内需拡大をしながら円高に対応していかなければならぬ問題もございまして、そういう中でできるだけその差を詰めていかなければならぬ。アメリカだけが一方的に赤字である、日本だけが一方的に黒字であるという関係は、どう見てもこれは不自然なわけですから、それに対する是正策を大きく講じなければならぬ。

特に、この規制緩和の問題については、私もこの間外国のそういった企業団体との懇談会もやりまして、また、ドイツの経済界の方も総務庁にお見えになって、日本の規制緩和のあり方についていろいろと御説明を申し上げたわけでごさいます。その際に、ドイツからもそういった規制緩和に対する要望書が手渡されたような状態でごさいます。あるいはアメリカの関係もありますし、E.C.全体の関係もあります。そこら辺のところは十分検討いたしておりまして、三専門部会の中にもその中に含まれるものが幾つもある、こう思っております。何としても日本も輸入に對するそういうような規制をできるだけ緩和して、そして心理的にもインバランス解消の方向へ向かうことができるような、そういうような日米関係に對しU.V.関係をつくらなければならぬ、このように思っているところでごさいます。

なお、具体的にどんな項目があつて、そこら辺

はどう考えているかについては、局長の方からさらに答弁をさせていただきたいと思ひます。

○八木政府委員 目下検討中の項目、極めて多数に上りますが、簡潔に申し上げます。

一つは、内外無差別を理念といたします開かれた市場への努力というところでございます。そういう角度から、いわば水際の問題といたしましては、規制行政の改善という観点からは、各種の基準の国際水準への整合化ということを中心に取り上げている次第でごさいます。具体的には、電気用品、ガス用品、消費生活用のいろいろな用品の問題、それから食品、それから医薬品、医療器具、化粧品、そして自動車、クレーンその他の労働安全関係の諸製品、それからタンク、コンテナ、あるいはまた各種の輸入手続、これらにつきましては、国際基準への整合化と開かれた市場としていくための一連の規制緩和を進めるといふ方向で、目下詰めに入っているところでごさいます。

もう一つは、内需主導型経済への転換というところでごさいます。例としては、住宅土地関係と情報通信関係、この二つを御説明するところでは御理解いただきやすいかと存じます。例えば、住宅土地関係につきましては、まず住宅の単体でございしますが、住宅建築の資材、部品、給水装置、これらの耐火性能と申しますか、あるいは強度等につきましても国際基準への整合化による緩和、外国検査データの受け入れによる安い外国製品の輸入といった問題が一つございます。それから、敷地の問題では容積率の問題、これの割り増しとか斜線制限等の諸規制を見直しして、さらに土地利用の関係におきましては、線引きあるいは農業振興地域計画の見直し、中高層の住宅の建設が可能な地域地区制度の積極活用、こういった土地利

用関係の諸規制の見直しが内需の振興関係では大変重要ではないか。

さらに、情報通信でございしますが、これはまさにニュービジネスの宝庫でございまして、旧来の諸規制を全面的に見直ししてニュービジネスの参入

しやすい条件をつくっていく。電気通信事業あるいはCATV事業、さらに放送関係の諸規制等、あるいはまた公専接続の問題等につきましても積極的な点検を加えて、改善策を何とかこの六月末までにまとめたというところで目下鋭意作業中の段階でございまして。

○亀井(善)委員 時間も限られておりますので、そこで、先ほど来大臣からもお話がありました。が、いわゆる規制緩和の具体的な内容を詰める三作業部会、このことについてちょっとお考えを承りたい。またお願いを申し上げるわけでごさいますけれども、中小企業の代表なり消費者団体の代表、労働組合の代表が入っていないのはちょっと問題ではなからうか。きのうも、例の行政改革委員会の設置の本案議におきまして、総理の答弁でも、何か関心のある人、そして外国事業者に関係する方々の話を聞く、こういうようなことを言っておられるわけでごさいます。影響をまともに受ける人たちの意見というものが反映されてないのはおかしいのではなからうか。さらには、六月末までに結論をお出しになる。今からでも私は遅くないとも思ひますので、関係中小企業団体や消費者団体、そういう人たちの意見というものをこの中で聞くということはお考えにならないか、このことについてちょっとお伺いをしたいと思ひます。

○石田国務大臣 三専門部会の構成につきましても、御指摘の面もあらうかと存じますが、やはりわずかな時間で幅広く専門的な討議をするわけでごさいますので、どうしても本部専門員という方が人数的に制約されるのはやむを得ないかというふうに思っております。

ただ、それだけではないわけですので、総務庁全体としましては、昨年度から規制緩和問題の懇談会、これを各方面別にずっとやってまいりました。それから、私も、経済団体等の規制緩和、行政改革に関する全般的な御意見を拝聴するために草の根対話運動というようなことをやっておりまして、東京、大阪、それから名古屋、広島という

ふりに、積極的に各界のいろいろな御意見を拝聴をしてきたところでございます。

労働組合関係の方は、専門部会についてはお一人でしたかな、お一人しか入っていらっしやらないわけでございますが、そこら辺は、今後ともいろいろなお話を伺っていかねければなりませんので、亀井先生の御指摘の点については、十分留意をしながらやってまいりたいと存じます。

○亀井(善)委員 どうも、こういう部会での議事というものが公開をされてない、こういうことも問題でありますし、やはりこれだけの大きな問題でもあります。評論家であるとかそういう学識経験者、こういう人たちの考え方と、実際影響を受ける、先ほど来影の部分についていろいろ大臣からもお話があったわけでございますので、当然この中小企業との関係であるとかあるいは消費者団体であるとか、そういう方々の話を伺っておられる、このように大臣からお話しいただいたわけでございますけれども、目に見えない形でこれを実行し、またそのことがいろいろ公になるということがこの規制緩和を進める面でも非常にプラスになることではなからうか、私はこのように考えますので、ぜひそのことを強くお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、行政指導についてちょっとお伺いをしたいわけでございます。

許認可行政、こういう中で常に問題になるのは行政指導、このことが出てくるわけでありまして、ある面では隠れ法令、超法規と、実態としてこれが表に出てこないようなところがありまして、見えざる政府の障壁と、こう申してもよろしいようなことであるわけでございます。この規制緩和と同時に、行政指導が打ち消されると申しますか、こういうことが真の規制緩和ではなからうか、私はこう思いますので、今後どのようにしていくか、内閣の方針はどうか、さらには長官から関係大臣にどう要請されているか。

あわせて、もう一つは地方公共団体の許認可の問題、いわゆる中央政府ではいろいろおやりにな

なっても、やはりまた逆に、政府の方が許認可が変わるということになりますと、あわせて地方ではふえてしまうような、そういうケースもございまして、このことについてお伺いをいたしたいと思ひます。なお、地方公共団体の許認可等についてはどうしていくか、あるいは時期も含めて今後の進め方、このことについて御説明をいただきたいと思ひます。

○石田国務大臣 行政指導の問題につきましては、これは極めて大きな問題でございまして、私も長い間政治家をやっておりますので、行政指導にかかわる、これは何とかならぬのかという話は随分聞かされたわけでございます。しかし、役所へ問い合わせてみますと、なかなかそう簡単なものではない、業界全体のバランスもあるというようなことで、じやいっまで片づくのと聞いてみても、なかなか返事がないというようなことでございまして、そんなことで、大きな悩みの種であつたわけでございますが、しかしながら、これは選挙の前に内閣委員会その他でも大変大きな話題になったようございまして、いわゆる行政手続法というものが御審議をいただいで、そして選挙後これが本会議で通過をさせていただいたわけでございます。

これを実は年内に行政指導の細目をつくって各省庁に通達を出そうと、いつまで返事をするというような、極端に言えばそこら辺まできちんとした形でなければだめですというふうな今度なつたわけでございますので、これは大変大きな効果を発揮するだろう。年内と言わずに何とかもう少し早くならぬかというところになりまして、総務庁でも討議をしてみた結果、じゃ十月頭から細目をそれまでに間に合わせて、行政指導についてはこの行政手続法の中できちんとその関係性が明らかになるように、いろいろな問題を問ひ合わせてこられた方が納得できるように、そういう形にしようというところで決断をしまして、今その準備を進めておるところでございまして、これができますれば、当然また今御指摘のあった各省庁の方々に

も、こういう要領で行政指導の問題を明確にしていきますよ、またしていかねばなりませんよというところを強く申し上げたい、こんなふうに思っております。

地方自治体との関係につきましては、局長の方から答弁をさせていただきたいと思ひます。

○八木政府委員 地方公共団体の行政でございすが、まず機関委任事務の問題につきましては、これはもちろん国の責任でございまして、国の規制緩和に関する政策のこれは当然範囲内に入れました、その緩和の促進に積極的に取り組んでいきたい。その点で、地方公共団体を強力に指導していきたいという考え方でございまして、政府全体としてこれに取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

もう一点、地方公共団体みずからが条例等によつて規制を行っている問題、若干先生御指摘のございました宅地開発指導要綱あるいはまた大規模小売店舗の出店に関する地方公共団体の独自規制といった問題、それから広告、看板の景観でありますとか、日影をどう規制するとか、そうしたいろいろな問題があることは事実でございまして、この辺につきましては、地方自治の問題でございしますので、なかなか難しい問題でございしますけれども、所管の各省ともよく相談をいたしまして、国、地方、これは行政の車の両輪でございしますから、全体としての規制緩和と政策が順調に展開していくように、今後よく検討させていただきまして、可能な限り取り組んでいきたいと考えているところでございします。

○亀井(善)委員 いろいろお伺いをいたしましたので、ただちょっと私も不勉強で、行政手続法は、これは衆参を通じて成立をしておるものですね。行政指導というものはなかなかわかりにくい、また本間に隠れ法令と言われるように大変やっかいな、あるいはまた、いろいろ先ほど申し上げた、いわゆる行政とそして業界あるいは政治と申ししますか、鉄のアンクルと言われるような、そういうこともいろいろ関連をしないようなところ

もあるわけでございまして、ぜひそういう面での行政手続法、そういうことが施行されて、しっかりとわたりやすい、またある面では情報というものが公開される中で行政が進むということが当然必要なことではなからうか。

そしてぜひ長官、ひとつこの問題、おっしゃっておりますけれども、官僚に任せず大臣が陣頭に立つて規制緩和を推進する、このような御決意を伺っておりますので、このことについていろいろまた難しい問題はあろうかと思ひますが、御活躍をお願い申し上げます。質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○加藤委員長 以上で亀井君の質疑は終了しました。

次に、栗本慎一郎君。

○栗本委員 ありがとうございます。私は、連立与党を構成する各党派を代表して、大臣、総務庁長官に御質問させていただきます。

まず第一に、規制緩和に向けての基本的姿勢について二点ほどお伺い申し上げたいと思ひます。ただいま亀井理事も当初御指摘になりましたように、規制緩和、規制緩和というかけ声は極めて大きく我が社会に流布しておりますけれども、一体何のために規制緩和をしなければならぬのか、何ゆえに規制緩和がすぐれた政策的な達成目標なのかということについて、この時点でも明確にしなければいけないのではないかと考えております。

私は、規制緩和は、国内経済改革を推進することにより、市場競争原理を有効に日本社会において機能させること、内需主導型の経済成長を中期的に達成をして、その結果として消費者、生活者重視の経済社会を実現していくことであるというふうに考えております。そしてまた、その当然の帰結として、内外価格差の是正という形になってくるんだというふうに思ふわけです。すなわち、自由で公正で規制のない経済社会をつくり、活気ある社会をつくり出していくための必須の手段として、今日我が国は規制緩和という問題に政府、

官民一体と信じていたのですが、取り組んでいる、そういうふうな考えでいるわけなのでございすが、まずこの規制緩和というものが公正な経済社会実現のためのものか、あるいは内外価格差の是正、消費者保護というものがどういう関係にあるというふうにお考えなのか、その辺について長官に御質問申し上げたいと思います。

○石田国務大臣 これはもう今、先生が御指摘のとおりでございます。まあ規制緩和というのは先に話が出てきておるわけでございまして、ちょっとイメージとしては、私はそれはやはり先生御指摘のとおり違うんじゃないか。我が国の経済社会そのものが今大きな転換を迫られている、その転換を助けるために規制緩和があるというふうな御指摘については、全く考えが先生と一致しておるというふうに思っております。ただ、構造転換をするために、それを手助けするために、手段としてはもうなくてはならないのは規制緩和である、そんなふうな考えでございまして、そこら辺を踏まえてこれからやっていきたいと思ひます。

○栗本委員 ありがとうございます。
まずまず規制緩和を軸にした公正な経済社会の実現のために、総務庁以外にも頑張っていたきたいというふうに考えるところでございします。
さて、では次に今度は、規制緩和というふうに一言で片づけられるような社会的な傾向もなきにしろあらずなでございしますが、実は、規制というものは少なくとも、余り種類を分けることは問題ではございせんが、少なくとも二種類の大きな意味あるいはカテゴリーというのがあるんじゃないかと思ひます。

まず第一は、言うまでもなく経済的な規制でありまして、これは諸外国あるいは経済圏内部における他業種、他分野、隣接業種からの参入規制とかこういったものであります。価格統制あるいは価格決定についての規制といったものもあるかと思ひます。そうしたものはいわゆる経済的規制でございすが、しかし同時に、例えば今日、環

境保護、維持が地球的な課題になっているという時点において、環境をめぐるさまざまな規制、これは用いちゃいけないんだ、これはこういう程度にしないでならないというふうなものもありまして、また都市政策あるいは田園の政策についての環境維持あるいは消費者保護という立場からの規制、こういったものがあると思うのですが、この経済的規制と社会的規制というものがどうも一概に論じられる傾向がなきにしもあらずである。このことについて、大臣の基本的なお考えをお聞かせしたいと思います。

○石田国務大臣 まあ規制緩和の中で、特に社会的規制というもののについての緩和の仕方というのは非常に難しい、基本的にはそういうことでありうというふうに思ひます。これは消費者、最近特に奥様のあれを見てもおますと、食べ物に対するいわゆるさまざまな添加物とかそういうものの配慮、要するに健康を中心とした食品へのさまざまな工夫、そういうものが大変行われておるわけでございまして、そういう意味で、私はその面の規制を簡単に外すというふうなことはなかなか難しい話だし、あつてはならない。今御指摘のあつたその他環境の問題、災害の防止の問題を考へてみますと、同じ立場でむしろ規制を強化すべしというふうな御意見もございします。

また、住宅問題についても、土地住宅問題の専門部会でお話ございましたのは、例えば容積率の緩和の問題にしても、もともと自由にしたらいけないかというふうな御議論もある反面、そんなことをいって自由にしたら、町づくりというふうな問題について大変な混乱を来すんじゃないか、そういう面はむしろ強化すべきだという、そういう御議論もございまして、なかなか選択をどうすべきかというの難しい問題があるというところを十分にらみながら考えていかなきゃならないと思ひます。

それからまた、この規制はあらゆる法律にかぶつておるわけでございしますから、これを社会的規制と経済的な規制を分けて考えられないか、そ

れぞれの法律の中で分析できないかという話を、私したことがあるのでございすが、これは法律が多過ぎて、一つの法律の中に社会的規制も経済的な規制もあつて、その全法律を見直すということはとても膨大な事務量がかかつてこれはできませんというふうな話で、私もそれもうだな、分析してみたら、作業はそれからだということになりますから。

そういう意味で、いわゆるこれからの規制緩和の問題については、年次的に計画を立てて五年間で作るという方法の方がより実務的だというふうな思ひます。この社会的規制と経済的規制を分けるのを断念した経過は実はあるわけでございまして、先生の御指摘の面、社会的規制の問題については十分配慮しながら、それが変に緩和されないうようにいたしていかなければならないと考えております。

○栗本委員 その点につきまして、若干重ねて御質問申し上げますが、さきのいわゆる平岩研究会というところのレポートが出された際に、こども経済的規制と社会的規制を分けて考える考え方が示されておりますが、経済的規制は原則廃止である、例外的にはあつてもよいが原則廃止、こういうふうな述べられております。

〔委員長退席、吉岡委員長代理着席〕
私は、今大臣が御答弁になった中で、実はそれが経済的規制でそれが社会的規制だということ直ちに決めたり、あるいは機械的に色分けしたりすることは難しいし、また問題もあるかというふうな思ひますが、経済的規制とはつきりわかるものに関しては原則廃止ではないのではないだろうか、その方向にはつきり進めるべきではないか、玉虫色じゃないものについてはもう廃止というふうなすべきではないかというふうな考へておるわけでございすが、その辺がいかでであらうかというところ。

それからもう一つは、これも重ねてのことになりますが、社会的規制は国民の健康、地球環境のために存続するというふうなこともあるのであつ

て、その場合には、これも玉虫色のものは除きますが、そうでないものに関しては再強化という用語がございしますけれども、積極的に社会の公正のためにも逆に維持する、こういうふうな考へでよろしいのかどうか、あるいは少しそこは踏み込み過ぎであるというふうなことであるかどうか、ちょっと恐れ入りますけれどもお答えを賜ればと存じます。

○石田国務大臣 これは先ほど御報告申し上げましたように、すべての法律の中に規制があると云つて過言でないわけでございしますので、やはりそれを仕分けすることが非常に困難ではありまうものがあつますよという個別的な問題を列記して、その考へ方、そういうものを国民の皆さんに御理解をいただくというふうなことは、これはある程度できるのではないかと。そんな形で、そういう面の考へ方による規制というものは存続をせし、継続をするし、これは外すわけにはいきませんよというふうな例示を掲げることが大事ではないか。その点の研究をしてみたいと思つております。

○栗本委員 ありがとうございます。
それに関しましては、私も衆議院の議員もあるいは官民一体になつて、いかなる規制を廃止すべきか、具体的なケースを進めながら、常に哲学を忘れないようにすべきだと思つておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

若干つけ加えますれば、例えばいわゆる大店法というものは経済的規制というふうな考へられておりますし、実際そういうものでもございすが、例えばそれが地域、都市あるいは田園、農村の小規模事業である商店街にとっては、これは商店街でも環境の一つ、あるいは都市の重要な要因の一つでございすが、それが変わっていくかも知れない。そうすると、経済的規制がある地点で社会的規制の色合いを持つていいますか、議論があるところからは別の要素を入れて考えなきゃならないというふうなこともあるのではないかと。うう

に、そういう意味を含めましての御質問を申し上げたところでございます。

では、これから具体的なケースを挙げるからといって、決してピンポイントでそのことについてだけこの委員会、あるいは長官としてお考えいただきたいということではございませんけれども、いささか具体的な例について御質問をさせていただきたいと思うのですが、その前に、規制緩和の問題というのは社会全体からとらえますと、これは労働問題も実は含んでくる。すなわち規制緩和というものは、通説によりますと、規制によって保護されていた生産性の低い部門あるいは企業に吸収されていく多量の過剰労働というものを顕在化させるのである、つまり外に出してしまうのであるというふうに今言われております。

おおよそそのところはそういうことであろうと私も承知しておるわけでございますが、これに關係して、日本は世界のいわゆる先進国の中でも失業率の非常に少ない経済社会でございすけれども、他方で、内部にも実は潜在失業率というものは相当高いんだ。つまり企業が、これは官庁がいうことを言いますと行政改革につながりますが、企業が本当に必要な労働者が五百であるけれども、六百雇っているというふうなことも起きているんだ。これが全く五百だけにしようということになる、百は失業いたしますね。これを抱え込んであるこの部分は潜在失業率なんだ、全世界的に最も高いんだ。これは計算の仕方は難しゅうございすので、学者あるいは研究所の試算によつて違いますが、潜在失業率を含めたいわゆる失業率ですと、広義の失業率が三%から八%、さすがに一〇%と言っている試算はちょっと私、寡聞にして存じ上げませんけれども、あるということでございます。

そういったしますと、これは実際に今ある企業、業種で必要でやっている、ある人々も含めて産業構造の転換が規制緩和によつて起きる可能性が十分あるわけであつて、そのためにいわゆる新産業創出ということがこの規制緩和と並べて同時的

に議論され、政府としてはこれを正面から取り組んでいかなければいけないところだろうというふうに思っているわけでございますが、この新産業創出に向けての政策課題といひますか、指導といひますか、こうしたことに關してどういふことを今基本としてお考えになつていかうかというところをお伺いしたいと思ひますけれども、もしよければ通商産業省の方。

○八木政府委員 お答え申し上げます。
昨年の九月十六日の規制緩和計画、この中には新しいビジネスチャンスをどう起こすかというところを特に特掲をいたしまして、立ててみた次第でございます。

規制緩和計画は従来、どちらかといへば行政事務の簡素化、国民負担の軽減、こういう色彩から攻めていたわけでございますが、今回はやはり経済構造の構造体質の改革といったところに一つの焦点を当てようではないかということで、新しいビジネスチャンスを規制緩和によつて起こしていくという発想をとつたわけでございす。何分、事柄の性格が何と申しまして中期的に効果が生じてくる、こういうものではなからうか。各分野における新しいビジネスチャンスを、まさにそのビジネスのシーズをまくという観点から着手をしたという段階でございまして、これからの御評価にまつところでございますが、同時に、こうしたいわば産業政策的な取り組みにつきましては、総務庁だけではもちろんできないわけでございます。通産省を初めといたしまして、各産業分野を所管する各省庁の共通の努力によりまして取り組んでいく。

その際の対策といたしますと、例えば研究開発投資、あるいはまた構造政策の一環といたしましての各種の制度融資でありますとか財政金融上の諸措置、あるいはまた税制の問題、各種の支援によりまして新しいビジネスチャンスをつくっていく、こうした側面の努力が規制緩和と同時並行いたしますと、私どもの規制緩和の取り組みも真に経済社会の改革の枠組みとして意味を持つて

くるのではなからうか。
政府内部におきまして、関係各省とも今後十分協議してまいらるべき大変重要な課題だと認識している次第でございます。

○栗本委員 ありがとうございます。
しかし、大変重要な課題だと認識している割には、これからの議論が必要だと言ふあたりがちょっと、余りにも甘いんじゃないでしょうかと申し上げますが、既にある程度民間でも議論され、恐らく通商産業省の産業政策所管のセクションでも、もちろんそこだけではございませんでしようが、いろいろ議論されている、ペーパーも出されているというふうに思ひますので、そのあたり、現在のところでお話になることをお聞き申し上げたいと思ひます。

○中澤説明員 今、栗本先生お話をありがとうございました。規制緩和はやはり雇用という面に影響が出てくる部分が一般的に言つてあるかと思つておりまして、それでなくとも現在、既存の多くの産業がだんだん成熟化しつつあると言われておりまして、そういう中で新しい、あるいは成長する分野というのが見えないというのが、経済界あるいは国民全体の閉塞感ということにもなつておるかと思つておりまして、そういう中で新しい分野、新しい伸びる分野をつくっていくというのは非常に重要なことだと思つております。そういうものを一つ一つつくっていくためには、規制の緩和という方から御答弁ありましたが、規制の緩和というのとは、それだけではないかと思ひます。いろいろな社会資本の整備というのがあるかと思ひます。現在、通産大臣の諮問機關でございす産業構造審議会というところにおきまして、そのような観点からの新しい産業あるいは成長産業あるいは市場はどういうところにあるのだろうか、そのためには何をしたらいいのだろうかといったようなことも含めまして、全体の産業構造あるいは就業構造についての検討、審議が進められておりま

して、近い段階でまとめられるのではないかといいふうに思つてございす。またその節には、その観点でのお話ができるのではないかと思つております。

○栗本委員 これも行政管理局長と同じく、そういうことが大変大切であるという趣旨のお話であつたのですが、そんなことはお答えいただかなくてもわかっているというふうに思ひます。もう少し、こゝまで来て、政府が全体として規制緩和は最重要課題の一つである、また一部には、最重要課題そのものであるというふうに言われているときに、そういう一般的なことはなくて、例えば業種についても、新産業創出のための政策課題は何かという御検討があるだろうかというふうに思ひますけれども、重ねていかがでございすか。

○中澤説明員 現在検討中でございますけれども、やはり一般的に規制緩和が意味を持つてきて、新しい分野、伸びる分野になるのではないかと言われているところにつきましては、例えば情報通信、あるいは高齢化の絡みでいきますと医療とか福祉の世界、あるいは国際化がどんどん進んでおります。そういう面での輸入関連もありまして、そういう国際化社会へのいろいろな対応の絡みのもも言われておるようでございます。また、人的資本というのでしようか、知識ストックというのでしようか、あるいは人間の能力を高めていくというのは、今後活力のある高齢化社会ということを考えていきますと重要になってくるだろうと思ひますが、そういう分野でも効果があるのではないかといたしたような議論が今行われてございす。

○栗本委員 表現は多少異なりますが、今産業構造審議会が答へになられたのは、ある意味で学界の方ではすでにコンセンサスになつていふことであるだろうと思ひます。私が考えてきた言葉で申し上げれば、情報化時代に対応する情報産業、これは規制緩和が非常に必要な部分

であります。携帯電話の売り切り制というののもその一つのはしりといえますか、バイオニアのケースだったというふうに思います。それから研究、教育、これは別の意味でも日本社会に求められているのですが、これ用のインフラをつくっていく、こういったこと。それから、高齢化社会用、社会用という言い方はおかしいのですが、高齢化社会に求めらるべき社会的チャネル、ですからこれは、福祉と今議長がおっしゃられたことに対応することだというふうに思います。それと国際的な、これは内外価格差でも言われておりますけれども、諸外国で自由であるものについては基本的に日本でも自由にすべきだということから恐らく発生するであろう産業。大体こうした四つをめぐって、分類の分け方によってこれを五つにしたり三つに統合したりということだろうと思います。

本日は、基本的にそのことだけの場ではございませんので、それ以上お聞きしたしませんが、これに対しては問題点を指摘しておきますけれども、単に自由化するだけではなく、国家的な投資が必要なのではないか、呼び水としての投資が必要なのではないか。そういう決意を持たなければ、規制緩和と結局は補佐するといえますか、強化するところの新産業あるいは新雇用創出というところに結びつかないのではないかと、これが、課題としてあるというふうに思います。つまり、規制を緩和すれば直ちに諸外国の企業も含めて新規参入者があると考えられる部分と、ある程度基本的なものは公共が用意しなければ、ですから公共事業をそちらの方に振り向けるというような力作も必要になってくるわけですが、そうしたものがあろうと思っております。

例えば、教育などの問題に関しては、規制というの、例えば大学や研究所に対する寄附というのは、アメリカに比べて税制上さまざまな難点を持っているというふうなことがございますが、これを例えれば廃止すれば、若干の寄附はふえるかもしれないけれども、そのことによって、今日衆

議院議員としてでない私が指摘しております日本大学の制度の疲弊などが、前向きに改善されるということではないと思っております。

したがって、今業種を言っていただけでも一応踏み込んでいたのだと思いますけれども、もう少し、もっと真剣にと言うと失礼でございますけれども、今申し上げたように国費の投入をどうするかとか、ここは緩和だけでいいのだというふうなところを含めての御検討あるいは御提示を、近い将来に国民に対していただくようにお願いをしたいというふうに思います。

それでは、その問題は課題を、私どもにとっても課題ですが、皆様にとつての課題も提起させていただきます。ただ、これは象徴的、典型的なことではないだろうかとと思われることについて、モデルケース、テストケースとしてちょっと御質問を申し上げます。

まずそれは、例えば所管の省庁でいいますと運輸省、厚生省、建設省所管のことでございますが、まずその運輸関係の問題にしまして、昨今非常に話題になっておりますものの一つが、旅客鉄道事業にかかわる料金の規制の見直しでございます。

これは、いわゆる日本語では上限価格制、英語ではプライスカップ、このプライスカップというの、既に片仮名で日本語化しておりますけれども、を含む見直しができないのかという指摘がされているというふうに思います。この上限価格制というのは、言うまでもなく、現在JRでありますから公共料金からも外れましたが、そうした公共的な料金について、価格を一義的に所轄省庁で認可あるいは許可をするのではなく、少なくとも幅を持たせたい、それで上限は一応つくりまします。それは価格の上昇率、昨年からことしに〇・三％上がった、あるいは三％上がったということであれば、千円であったものが千三百円まではいく、そうしるということではもちろんないのですね、もちろん下げてもいい。こういったこと

を含む検討が非常に有効なのではないか、景気の活性化とか、及びそうした公共的な料金に対する国民の皆様の懸念あるいは批判といったものに対してもこたえるものではないかというふうなことで、例えば旅客鉄道事業にかかわるプライスカップ制を含む見直しができないかということ、が、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○岩崎説明員 御答弁申し上げます。

旅客鉄道事業というものは、我が国経済やあるいは日常生活に非常に必要不可欠な輸送を提供している都市圏の通勤通学輸送、それから中長距離の都市間輸送というふうなものにおきまして、他の輸送機関と比較しまして強い競争力を有している、地域独占性を有しているというふうに考えております。

それから、プライスカップの骨子につきましても、今、先生から御指摘がございました。私どもも、制度の内容はそういうものであると認識しております。したがって、今申し上げましたような鉄道の特性ということに照らして、プライスカップを導入するというのを考える場合に、プライスカップの制度はコストとは関係のないものでございます。そういう観点から見ますと、コストと関係なく運賃が設定されますので、独占的な性格を有する鉄道事業において超過利潤が発生するおそれがあるのではないかと、特に、独占性が強い分野と他の分野との間で、端的に言いますと、競争力のあるところは高く、競争力のないところは低くというふうな意味合いで、これは外国の事例でもございましたけれども、そういうふうな設定、すなわち利用者に不公平感を生むような差別的な運賃の設定がされるおそれがあるのではないかと。

さらに、利益確保を目的とした場合に、コスト増を避けるということが考えられるわけでございます。その場合に、混雑緩和等のための輸送力増強の設備投資が抑制される、そして輸送サービス

レベルが低下するというおそれがあると考えております。プライスカップ制にはいろいろの問題があるというところでございます。

私どもとしては、旅客運賃制度に関し、どのような制度運用のあり方が望ましいか、企業の自主性、利用者保護、サービス向上、経営効率化等の観点から、これからの慎重に検討してまいりたいと考えております。

それから、先ほど先生は、JRは公共的料金から外れた、こう申されました。その点について言いますと、今回公共料金の凍結措置というものがございまして、私どもの認識としては、各事業法で運賃認可を要するものが公共料金という概念の中に入っております。したがって、現実問題として私どもが抱えております案件の中にもそういうものがございまして、以上でございます。

○衆本委員 公共的料金には私も入れておりますけれども、いわゆる公共料金についてはまた概念の議論があるところでございまして、私は、住宅公団の抱えております価格というのは公共料金ではないのではないだろうかというふうに考えております。この点は、また必要であれば御議論をしたいと思っておりますが、公共的料金であるのは間違いない。

しかし、民営化されたというところについて、今の御答弁はいかに規制そのもののものですね。つまり、コストと関係なく上げられるおそれがある、それはあります。そういうことはあらゆる民間の企業の商品について一般的にあるわけですが、コストに関係なく高くなる。しかしそれは、競争、自由経済の原則の中で、百円で売れるものを百万円にすれば、これは若干のタイムギャップはあるけれども、それは成り立っていないかということになる。

しかしそれが、もう一つおっしゃいましたね、地域的独占性があるのだと。なるほど、冷蔵庫あるいはパターといったものは、これは宮城県ではこのパターしか売っちゃいませんよというこ

とはまずできないので、百円のバターが百万円で売られていけば、別のバター会社のもを売ろうということになるでしょうけれども、鉄道の場合には、それは確かに地域的独占性があるでしょう。ですから、タイムギャップはそれは出るだろうけれども、しかし価格的に、数字的に極端な例で申し上げましたけれども、そういう、つまり百円で乗れるところを百万円にしていれば——百万円なんというところはないでしょうが、やがてその事業は必ず廃絶に向かうだろう。もしそうでないのならば、これは別の格好で、独占禁止法等、もちろんこれは法律案文を修正、手直ししていくことも含めてでございますよ。要するに物の考え方として、そちらでやるべきであって、高くなるだろうからそういうものは規制しているのだ、これはおかしいじゃないですか。

もうちょっとそこを、指導というものはそういうことが起きないように、経営努力を生かしていくように指導するというならわかるけれども、そうするかもしれないから、もっと強く言う、きつとそうするだろうからその価格を決めているのだ、これはまずい、こういうことだと思ふのです。御意見を伺いたいと思います。

○岩崎説明員 独占的であるということをもとめて表現いたしましたので、具体的事例で申し上げますと、例えば東京—大阪の輸送を見ましたときに、鉄道対航空というものが九対一というふうなことでございます。さらに、東北新幹線ができた折に、東京—仙台航空便が結果としては廃止されるということもございました。

それから、都市圏輸送について申し上げますと、年々いわゆる鉄道のシェアがふえております。それから、今いわゆる混雑緩和ということが問題になっておりますけれども、首都圏の主要区間、二〇〇%を超える区間もある。この現状はどういうことかと申し上げますと、やはり沿線に住みの方々が、他の例えばマイカーでありますとかバスでありますとか、そういうものを選択する余地がない、そういう実態というものがあろうか

と思ひます。

したがいます、私も私として、利用者の利便の確保という観点から、いわゆる独占的な性格がございまして、運賃認可制ということにしているわけでございます。いずれにいたしましても、やはり時代の流れもございまして、経営効率化のインセンティブのあり方ということにも留意しまして、先ほど申し上げました方針、そのあり方というものを勉強していきたい、こう思っております。

○栗本委員 時間もございせんし、個別の例を特段に取り上げる場ではないと思ひますので、これで終わりますけれども、プライスカップ制の導入の可能性も含めて、ぜひとも御検討をいただきたい。趣旨は経営努力ですね。消費者にそのまま還元できる、そうしたものであるべきであるし、そういうためにも御指導が必要であれば運輸省が御指導していただく、こういうことではないでしょうか。

一つの例だけ申し上げますと、例えば今、同一距離に関しては同一運賃でございまして、基本的には、十キロについて同じですね、同一距離については、けれども、例えば経営に対して自由な裁量権がもっと与えられるならば、非常にたくさんの人に乗るところに同じ十キロでも安く、なかなか乗らないところは残念ながら高いということがあるというところ、いろいろ含めて総合的に御検討をいただきたい。

既に私どもとしては、この旅客鉄道事業だけではございせん。これは欧米では、多分そちらの方が先刻御承知のとおり、電力、通信においてプライスカップ制が多く導入されているわけ、むしろ鉄道の方が数的には少ないわけですね。けれども、そうしたことが既に導入されている実態が世界にはあるわけでございますから、それが全部今のところ日本ではいけないことになってい。それが可能かどうか、あるいは日本的なものとよりよい、規制を緩和して、要するに民活をで

きる限り生かしてという、そういう方向でぜひとも御検討をいただきたいというふうに思ひます。

それでは続きまして、厚生省所管関係について、これも一つの例として、これは参入障壁というふうに言われております。あるいは、消費者のために価格が上がり過ぎるといふような問題の典型だと一部の新聞では言われている問題でございまして、御質問申し上げたいと思ひます。

化粧品というのは、薬も同じでございますが、言うまでもなく、諸外国にA、B、Cというのがある。日本にはDという、日本国内で売っている化粧品の種類とか成分とか、こういったものがある。これはよくわかるのです。それはそうでしょう。アメリカの方が使っても顔の皮がむけなけれども、日本の方が使つとむけるというようにやすく言えはそういふこともあつたでしょうし、流布している伝染病、疾病等の違いもある。だから、これは化粧品に限らず車に限らず、何でもそういうものが、日本には日本の基準といひますか、売つてもいいですよという基準があるのはいいと思ふのですが、しかし批判されておりますのは、日本で売つていいというシールが張れる、あるいはそれを扱える輸入業者というものが非常に限定されていて、これは厚生省の許可を取らなければならぬというところであります。しかも、その内容を見ますと、輸入会社ごとについて、この会社はいいですよ、いけないですよということになる。永田町営業所はいけけれども赤坂営業所はいけなというようになことにまでなつてい。そして、化粧品に關しては、私の知つてるところでは、その営業所の数が六百ぐらいであるところから会社の数といふのは、法人の数の数といふのはもっと減るわけですが、こういふことがあつて、女性の方が多く使われる、最近では男性も使つていという話もありまうけれども、多く使われる化粧品が、海外の有名ブランドのものであ

れば、香港に行けば千五百円で買えるものがこちらでは大体四千五百円ぐらいになるのではないかと。また、それを安く売るといふ企業努力をしたスーパーに対しては、なぜか電気屋さんがそれを売つていたわけだけれども、これはシールが張られてないからということでその販売に対するチェックが入る、こういふことがあつて非常に大きな話題になつたわけだけれども、この許可あるいは規制の必要性についてお伺ひしたいと思います。厚生省の方、お願いします。

〔吉岡委員長代理退席、委員長着席〕

○手島説明員 薬事法におきましては、化粧品の品質、安全性を確保するために、化粧品の製造あるいは輸入販売業につきまして厚生大臣の許可、いわゆる業としての許可を受けるということと、それから品目内容についても許可を受けるという制度でございまして、これは、ただいま先生おっしゃいましたように、それぞれの成分によりまして健康被害が生ずる可能性があるということ、事前にそのチェックをする制度でございまして、したがひまして、私どもは、この制度を守つていくことによりまして、未然に国民の健康被害を防止することができると、現在におきまして必要な制度だといふふうに考えております。

○栗本委員 今議長がお答えいただいたのは、それは一般論で、それはよくわかります。車もそうですが、化粧品、薬等は直接人体に影響のあるものでございまして、日本なら日本が独自に、こうした成分はいいとか悪いとか、これをおつくりになるのは、これはよくわかります。しかし問題は、そういうことがあるのが一般的にいけないと言つていのはなくて、輸入したり販売したりすることについて、不必要な規制としての許可があるではないか。

例えば、日本語でシール張るのはわかります。ブラジルの化粧品を日本に輸入する場合に、ポルトガル語で書かれてい。これはわかりませんが、消費者は、それは日本語にいたします、それはわかります。どっかでつくらなきゃいけないでしょ

うが、例えばそれはブラジルでおつくりになつて、日本に輸出しようという化粧品をブラジルでつくる場合がある。そこでシールを張って、日本のこの会社に売ってもいいということではないんですか、なぜいけないんですか、こういうことなんで。

○手島説明員 私ども、シールを張るところは、外国の製造業者が日本語の表示のシールを張る分には、これは構わないという立場でございます。しかしながら、化粧品を日本国内に輸入する際には、その輸入する業者が厚生大臣の許可を受ける必要があるということでございます。したがって、外国でその日本語の表示がない場合には、その業者が国内に入つた段階におきましてシールを張る義務があるわけでございまして、どちらかであればよろしいというふうに考えておるところでございます。

○栗本委員 それでは、例えばブラジルの会社でつくつた化粧品に、そこで日本語のシールが張られて、それで日本の基準に適合しておるといふ場合であれば、張るのは外国でも外地でもよろしい、生産地でもよろしいということでございますね。

では、なぜその業者の方を、日本側の輸入業者の方に對して許可を出さなければならぬのかというところについて、それは張られてゐる正当なる製品を、まさに水際といふべきで、どこかで総合チェックをすればいいじゃないですか。この会社が、しかもこの営業所がという話は、それはやり過ぎじゃないかというのがあるわけですね。

ついでにお伺いいたしますけれども、会社としては化粧品に関しては幾つほど、営業所は約六百と承っておりますけれども、企業としては幾つ許可されているのか、重なっているものもあると思ひます。その数字もちょっとお教えいただきたい。

○手島説明員 化粧品の輸入販売業者の数がございまして、会社数が六百四十、営業所数では六百九十六でございます。それから、最初の御質問でございますが、日本

でその許可を必要とするということは、これは外国で日本の法律に沿つた表示がきちんとしておればそれは問題はないわけでございますけれども、必ずしもそういう場合ばかりではございません。それで、我が国におきまして輸入をする際に、その化粧品の成分あるいはその分量というものをきちんとして把握した上で許可をとるという形にしておりまして、これは国内でのそういう化粧品の被害が出た場合に、その輸入業者が成分等の検討をいたしますし、あるいはその製品等の回収等が必要の場合にそういう適切な処置をとる必要から、その輸入販売業者に対して許可が必要だという形にしておるわけでございます。

○栗本委員 今伺つた範囲では、ある意味でまことに受当な規制といふべきで、許可であるように思われるんですけれども、現実にはその化粧品の販売に關してトラブルが発生をしております。これはよく御承知だと思ひます。そしてまた、現実に国際的な価格に對して三倍ないし四倍というものは当然であるというふうな価格差が、化粧品に關して発生しているということなんでございましてね。

この辺に關していろいろお聞きしても、いや、価格の問題はお互いさまだからと言つけれども、私、六百といふのは六百九十六だそうでございますから、営業所では約七百と言わなければいけません。これは私、訂正させていただきます。企業の方が六百だつたんでございましてね。いづれにしても、これは非常に少ないじゃないか。輸入してもいいという業者は、希望が六百で、それで許可したものが六百だとは実は思えないんですね。そうした陳情も幾つか受けております。私は厚生省さんに顔はききませんので、全然そんなことはお願ひしたことはありませんけれども、お話しはいろいろ承っております。そんなに少ない数が、もともと希望がそんなものだったのか、このところを、製品についての、日本で売つていいですよという許可、広い意味の許可を与えるのは構わないが、それを取り扱う企業については、責任の原則ですか、責任を持たないから、責任のある業者だから

ということとで絞られたということですか。時間がございせんので、短くお答えをひとついたしたいと思います。

○手島説明員 化粧品を取り扱いますには、やはりそれなりの化学的な知識とそれから適切な保管というふうなことが必要でございますので、そういう要件を許可の要件にしておりますので、余り難しい要件ではございませんので、大体その希望される化粧品の営業、希望される方は許可をされておるといふふうに思ひます。

なお、諸外国と比較いたしましたも、先ほど申し上げました数、さほど少ない数ではないといふふうに思つております。

○栗本委員 ありがとうございます。その点に關しては、また広い意味の中で、化粧品だけを取り上げるということじゃなくて、広い意味の中で勉強させていただきたいといふふうに思ひます。今課長がお答えのとおりであれば、もしそのとおりであれば、一部で安売りが発生を厚生省がしてゐるといふのは、言葉は単純ですがうそといふことになりまして、そうだろうといふことをお祈りいたしますが、さらにそういうことであればもう一つ、受当で正当なる安全性をクリアした、安全性を管理することをクリアした業者さんには許可が与えられるんだということでございますね。その辺をぜひとも、その言葉どおり正しくお守りいただければというふうに思ひます。

さて、それでは今度は建設省所管の問題に關しまして、ちょっと、やはりこれもモデルケースとして御質問を申し上げたいと思つてますが、これは一つの問題でございますが、建築基準法の問題点なんでありまして、これには二つありますので、短い時間ですが、二つに分けてお伺いしたいと思います。

一つは、建築基準法自身の問題点、これは、今般の国会で、今地下室の容積を組み込まなくなるわけ、緩和といふことで進行しておりますが、まことに喜ばしい次第だといふふうに思つて、時間が整合すれば我が委員会も連合の審査をお願い

をするようなことをしたいと思つていたところですが、それはたまたまその法案はほとんど各党御賛成といふことなので、通過には問題はないといふことですが、しかし建築基準法といふのは非常に問題があります。個別の容積率とかそういうことは申し上げません。一つの運用について申し上げます。

例えば建築基準法といふのは、四メートルの公道に面したところであれば建築許可はおろせないといふふうに、これは実際、法の運用は指導要綱もかつてきまつたから、ほとんどそうだけれども、ちょっと単純化した例としてお聞きいたしますけれども、ところが現実に戦後のさまざまな初期の混乱期の中で、家の前は三メートルぐらいしか道がない、二メートルという場合もありまして、それは一軒だけじゃなくて二十軒、三十軒そこにとつと住んでしまつてゐる。自分のうちは外に四メートルの公道もあるんだけれども、そこから三メートルの道が入つてきてゐる。奥の方は路地になつてゐる。大体アジアの都市といふのは路地が多い。東京は多いですね。実はこの永田町の近辺でも、赤坂だ青山だといふところに、車が入らない道はみんなそういうところなんですけれども、これは家を建てかえられないんですよ。なぜなら、四メートルのところでないといふ建築許可がおりないんだから。自分のところは一番奥であると、自分のところまで四メートルの道を引つ張つてこなければいけないといふことは、隣近所の皆さん方全部、道の両側五センチずつ引つ込んでくれ、こういう話になるわけですね。公共のところに出してくれ、それはできない。それはよほど腕力、暴力でもあつておどせば出していただける。かもしれません。実質的にはほとんど無理である。

さらに、その四メートルの公道との角に、これは後で御質問をいたしますけれども、大体地方自治体が指導要綱を持つていて、ほとんど隅切りをしる、角を切るわけですね、真四角じゃないということ。これも他人のうちのことです。

ら、結局建たないわけですよ、自分のところは。それは三十年前も違反だったかもしれない、四十年前も違反だったかもしれない。しかし、違反が三十年、四十年たつて、もうだからそれはスラム化するしかない。本人がやっただけじゃない、お父さんがやむを得ずそこに家を建てた、建てなければいけない。そこはもうだめなんだ、違反の地域なんだ。違反の地域だといふなら、住まわせないと住民税も払わせないと、何かそういうふうにならなければいけません。それは取るものは取っておいて、国民の義務なんというところは言うだけは言っておいて、多分投票権もあるんではないけれども、あなたのところは三メートルのところにか面していないから投票権ありませんよと言ったら怒りますから。

家が建てられない、これはおかしいんじゃないか。これはやたらに救済してはいけないというのとばかりです。やたらに救済したら違法を確定いたしますから。けれども、法というのを全般的に見回しますと、殺人罪でさえ時効があります、十五年。親が殺人を犯しても、それは自分にかかわりません。この場合、ほとんど親御さんがかんがが、本人だつてきつと大きいところに家建てたかったんでしょけれども、三メートルのところはいつちやつた。こういうところがいわゆるしゃくし定規といいますが、それはまた、私は都市出身の議員であります、都市において実は一部で物すごく発展し、一部で非常に老朽化するのが入れ子構造になつてしまふという原因になつてい

る。こうしたことが一般に行われているということについて、私は直すべきだ、何らかの措置を考えるべきだといふことがありますので、それについてちょっと一言お答えをいただきたいと思

います。

○竹村説明員 今、先生がおっしゃられたその事案が、私どもも詳細にはわからないわけですが、けれども、途中でおっしゃいましたそういう建築活動とか開発行為のときに、公共団体が宅地開発を指

導要綱などいろいろな行政指導をやっておるわけですけれども、こういうものにつきましては、私どもとしては、指導要綱については従前より良好な都市環境を形成する上では一定の役割を果たしてきたと考えておるところですが、反面、一部の行き過ぎた内容が円滑な住宅地供給というものの支障になっているという認識もいたしております。従来より、指導要綱による行き過ぎた行政指導の是正について、地方公共団体を指導してきたところがございます。

その結果として、全体としてはその指導要綱について改善の方向にあるというふうに考えておりますけれども、なお依然として厳しい行き過ぎた指導要綱があるというところでもございまして、現在、自治省と共同して全国の指導要綱の実態調査を行っております。その取りまとめ作業をしておるところでございます。今後は、そういう実態調査も踏まえまして、住宅宅地の円滑な供給という観点から公共団体を指導してまいりたい、かように考えてございます。

○栗本委員 ありがとうございます。もう少し本当はお聞きしたいんですが、お時間ございませ

ん。

一緒に今後勉強していきたいというふうに思いますが、さきの質問にもありましたように、指導要綱の方が特にこの問題に関しては法律より大きい範囲を規制してしまふわけですね。もちろん、指導要綱の方が小さい範囲を規制したんでは指導要綱になりませんけれども、してしまふ。これは、ある程度は地方分権とかいうことで、それは正しいだろうと思ひますけれども、幾つかの裁判などで持ち込まれるような事例が出てきている。何らかの指導要綱に対する指導、この場合は、逆に規制をなくせという規制ですね、それが必要なんではないだろうかというふうに考えているわけ

です。

住民から裁判に持ち込まれて、自治体が負けたケースは東京都にございまして、武蔵野市の例ですが、ある宅地開発の場合に、公共の用地を、公園用地等を差し出せ。あれは学校でござい

ましたか、これは確認いたしますが、要するに公共の用地を差し出せ、そうしないと開発許可をおろさないし、水道をとめる、とめるというよりも給水しないということ、これは自治体の方が負けたんですが、これはやはり私も個人的に極端だと思ひますが、事例は実はたくさんあるんです。一般的に地方自治体が住民に供給している道路が四メートル、それで市道とか町道だと言っている。つまり、自分たちで四メートルでいいと言っておきながら、その開発許可に関しては六メートル出さない、市に寄附しない、こう

いった例が山のようにあるわけなんです。これは東京近辺に非常に多いケースなんです。これは地方分権の範囲で十分考えていくんだと思ひますけれども、市がやらないところまで住民に要求して土地を出せ、金を出せというのは、これは行き過ぎなんだろうと思ひます。

を明確化しない負担金というようなのはいいか、かというような例を挙げまして、再度指導しているところがございます。

それで、先生今御指摘の道路についてでございますが、実は私も昭和五十八年に建設省の事務次官通達で「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」というのを定めてございまして。これは、道路といひましてもいろいろあるわけでございますが、俗に言う区画道路ですね。家と家の間の区画道路につきましては、一つは六メートルを超えるというようなのは要求しないように。それから、一律に六メートルというのではなくて、小

町並みをつくっていくというふうなことは、これは地方分権の範囲で十分考えていくんだと思ひますけれども、市がやらないところまで住民に要求して土地を出せ、金を出せというのは、これは行き過ぎなんだろうと思ひます。

間、例えばの話ですけれども、通過交通がほとんど考えられないような、そこに住む人のための道路という部分については、何も六メートルではなくて弾力的に運用すべきであるというように、基礎で指導をいたしているところでもございまして、実態調査の結果も踏まえながら、今後道路も含めて指導していきたいと思ひます。

こういうことがあちこちに見られるということについて、今後どういうふうにされるか。あるいは先ほどのお答えの中で、何か今実態調査をされているとおっしゃいました。明らかにひどい実態がたくさん出てくると思ひますが、その場合にどういう方向で対処されようと思ひますのか、お答えいただきたいと思ひます。

○竹村説明員 今先生が御指摘になりました武蔵野市の判決でございますが、武蔵野市の教育施設負担金返還請求事件というものが最高裁判決が昨年の二月に出まして、水道の給水拒否を背景に負担金の納付を求めたという行政指導が違法な公権力の行使だという判決になってござい

ます。

私どもこの判決を受けて、従来よりいろいろ指導しておるわけですが、昨年六月にも、例えば児童数が非常に少なくなっている地域にもかかわらず、学校の施設の建設であるとか用地の提供、負担金を求めるというのはいかぬものか。それから、目的を特定しない施設の用地ですとか、使途

まず今日まで第二臨調あるいは行革審の一次から三次になろうと思ひますけれども、規制緩和の政策というものが出てまいりました。そして、それを実施に移され、一定の成果を上げていますことも事実であります。例えば電気通信でありますとか、あるいは鉄道でありますとか、しかし、目標にしたことから比べますと、やはり問題があるのではないかと。それは海外企業に対する市場開放と国内市場における競争の活発化、こういうことによりまして、サービスの多様化でありますとか、あるいは内外価格差の縮小でありますとか、さらには国民負担の軽減など、国民の立場から目れば、成果が十分上がつていると思つていらつしやるのは少ないのではないでしようか。

そういうことを考えてみまして、今規制の現状、あるいは法律をつくっていく段階で規制緩和ということが十分組み入れられてきたのかというようなこと等も考えざるを得ないのでございますけれども、大臣としてどのような感想をお持ちか、お聞きをしたいと思います。

それからもう一つの問題は、今までの規制緩和のあり方についてどういうふうになっていたのかかというの、実は私も総務庁長官になるまでよくわからなかったのでございます。それで、いろいろ考えてみますと、一割削減はいいのですけれども、その方針が制定されてから私は総務庁長官になつたわけでございますから、これはまあ一生懸命やってみました。ところが、よくよく計算をしてみますと、毎年毎年法律が四、五十本国会を通過するわけでございますので、その四、五十本通過することに規制ががんとふえてくる。数の上だけではなかなかこれが減らない。しかもその中で、経済的規制もあり、社会的規制もありでございますから、ふえた分を悪いと言ふわけにはいかないわけでございます。

そこで考えましたのは、この今までのシステムだけではだめだから、基本的にまず、法律をつくらねばならぬ。五年という見直しの条項を設けることを原則にできないかということを、随分注

の行政の中にないわけですね。それでまた全体を見直すとなりますと、物すごい手間暇がかかってどうも効率的じゃないというような面もありまして、それならばやはり、せめてこれからつくる法律について見直し条項をどうしても入れるべきだ、ということ議論をしてまいったところでございます。

これが一つあるわけでございまして、それからもう一つ、私が規制緩和懇話会等に出席をしてみたい、いろいろな御注文を受けた中で特に特例として申し上げられることは、例えばデパートならデパートで、酒の売り場が一階なり地下にございませう。そういうものを、お中元のときに売り場を上へ上げようと思つと、膨大な書類をつくつて一々許可を受けに行かなければならない。これはやはり許可、認可というような問題よりも報告、

届け出の方の問題なんです。だからこちら刃は、それを手直しをすれば即経済効果が上がってくるわけでございますから、この報告、届け出の分をぜひ行政改革の一つに、規制緩和の一つに加

これはまさに規制のあり方、社会的規制は社会的規制で原則はこれは外してはならないわけですが、しかし十年も二十年もたつてそのまゝそれが生きているとも考えられませんが、そこら辺もまた定期的に見直しをする必要があるだろう。そういう幾つかの問題を考えながら、着実に

に進めていくべき問題だろうと思っております。
○吉岡委員　今、長官の方からる説明がございましたので、大体理解をさせていただいておるわけでございます。私はそういう意味で、今政府として、宮澤首相時代の総合経済対策であるとかあるいは細川政権下の緊急経済対策、これは九十四項目出ていたわけですが、これは規制体系から言えばごく一部を断片的に取り上げたというようなことになるのではないかとというように思う。

わけであります。

今回、先ほど大臣からお話ございましたように、行革審の答申であるとかあるいは経済改革研究会の答申など、これを踏まえて本格的な規制

緩和を進めようとしております。推進本部も設置をし、また三つの専門部会、これもやられたというところでございます。いずれにいたしまして、監視機能として行政改革委員会の設置法案も今提出される、こういうことになっていくわけでありまして、年内にいわばアクションプログラムの作成されるんだと意気込んでおられるというふうにお聞きするわけでございます。

その点について、どんな方向で、どんなねらいを持ってプログラムをつくられるのかということ、それが一つお聞きしたいことと、それからもう一つは、先ほど大臣からお話がございましたように一千万一件の削減を削減をする、こういう数値目標を追うことは余り効果がない。むしろ規制の体系全体を、あるいはその規制の核となるもの、特に参入であるとかあるいは価格規制、こういうことにメスを入れないと実質的な緩和にならないのではないかと、法律の条文だけでなくて省令でございまして、法律の条文だけでなくて省令あるいは政令、さらには所管官庁の通達であるとか行政指導、これは先ほどお話がございましたように行政手続法でやられるというふうに言われておりますからあれですが、そういうことも透明化しなければならぬ。

このように思って、体系的に見直していかなければならないのではないかと、思うように思っています。その点について、先ほどのお話を一致する部分も多いと思っておりますから、改めてお聞きしたいと思います。

○石田国務大臣 全体につきましては中期行革大綱に基づいて本年度内に、これを目途にしましてそういった規制緩和の進め方、その策定作業を進めなければならぬと思っております。特に六月末の具体的な緩和の方策の後に具体的に取組まなければならないというふうに思っております。

今御指摘がございましたように、許可、認可、報告、届け出その他各省庁の通達、そういうものがございまして、それを全体をどういうふう

まとめたいかというのとはなかなか難しい問題だとは思いますが、いずれにいたしまして、五年計画で規制緩和を進めますよという方針をもう決めたわけでございますから、その方針に従ってやっていきたいと思っております。

局長の方には、なおそれから先の考え方があろうかと思っております。これは管理局長の方から追加の答弁をさせていただきたいと思っております。

○八木政府委員 基本的に大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、昨年の九月十六日、これはいわば景気刺激、円高差益還元と合わせました緊急経済対策として、何とか内需主導型の経済の活性化を図りたいという観点でございまして、それらを含めまして、二月十五日に第一次分の作業をまとめたわけでございますが、現在進めておりますのは第二次分でございます。住宅、土地、電気通信、それから内外価格差の問題、流通の問題等、現在の停滞する経済の活性化を図るとともに、とりわけこの夏に日米、日・EUの関係の調整がございまして、

内外無差別を基本といたしました対外関係の調整に相当力点を置き、かつまた、内需刺激型の緊急の取りまとめを第二次分として行いたいということでございまして、これに続きまして、全体の総合的な計画を整合的に進める観点から、年度内、恐らくは年内を目途に総合計画の立案を図る。これはもう全分野を対象にいたしまして、各分野間の整合性に留意しつつ年次計画を定めていく。そして法律改正、政令改正、省令改正あるいはまた基準、告示、場合によっては行政指導、こうしたところも全分野にわたって点検をいたしまして、現在の規制関係法律約五百本でございまして、漏れなく点検をいたした上で、総合計画を政府全体としてつくり上げていきたい、こういうこととでございます。その際には実行年度割りもまた明示をする、こうした全体的な作業計画を立てることも、こうした最終的なターゲットという考え方で取り組んでいる次第でございます。

○吉岡委員 我が国の経済というのは自由市場経済なんです。そう言いながら、一方で計画性も加わっているわけですから、混合経済というふう

に言っていると思えますが、その状況下における規制緩和のあり方について、二お伺いをしたいと思えます。

一つは、経済的規制でございましてけれども、その中でも先ほど少し出ておりましたけれども、自然的独占などによります公益産業について、いわばインセンティブ規制とでもいいたすようか、地方独占の企業間競争、こういうことが起こるとか、あるいは価格上限規制、こういうことを通して、いわば規制企業が競争の中でその努力が報わ

れていくというように、私はやはり求めるべきだろうというふうに思っているところであります。

また、この規制緩和を進めていく上には実態に即したもので、こういうことにしなければならぬのだらうというふうに思っています。参入であるとか、あるいは価格規制の緩和とすることを進めてまいりますと、やはり社会的にも大きな影響が出てくる産業や、あるいは中小零細企業、こういうことがありまして、そのことに混乱を生ずるものにつきます。いわば目標年次を先ほど決めていくとおっしゃいましたから納得するわけではございまして、きちっと段階的に進めていくのだというところが妥当なように思うわけであります。

また一方、社会的な規制につきましては、国民の健康であるとか安全であるとか、あるいは環境である、こういう重要なことでございまして、とりわけ公害やあるいは麻薬、さらに警察、消防、災害、こういうことにつきましては慎重でなければならぬ。このように思っているところでございまして、それと同時に、社会的な規制がいわば経済活動を圧迫する部分もやはり出てまいり経済活動を圧迫する部分もやはり出てまいり意しながら、可能な限り経済活動を進めていくというように思っています。

また、経済的規制につきましては、負の部分がつきものだ、このように思っています。例えば産業そのものも崩壊するかもしれないという、例を出して非常に悪いのですが、いわばアジア各国から非常に追い上げられておるといいたすようか、繊維産業なんかそういうことに当たっているのはいかと思えますが、そういうもの。あるいは企業の倒産が起ったり、あるいは不正な取引があったり、消費者被害があったり、さらには失業、雇用、こういうことに対する不安が起る、こういうことになってくるのではなからうかというように思っています。

考えてみますと、やはり消費者の被害というような問題等には政府の方も、PL法であるとかいろいろなことでは政府の方でも、PL法であるとかいう努力、言わねば新たな社会経済システム、これを立案、整備しようという立場に立っておられるのではないかなというようにも思っております。この中でございまして、いわば新産業の創出あるいは雇用の創出というのを、並行していかなければならぬという考えのようには私は思っております。

その進めていく場合に、そこでまたそういう行為を行いますと、新たな規制というものの取り組んでいかなければならぬというふうに陥りがちでありますけれども、そこは企業あるいは消費者、こういうものの自己責任を主体とした制度というものにすべきであらう、こういう考えに立つわけですが、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○八木政府委員 お答え申し上げます。

大変広い御指摘をいただきました。先生論じられました規制緩和の問題の構造につきましては、おおむね政府の立案当事者としていたしましては同じような認識を持っているというところを、まず申し上げます。経済的規制につきましては、何といたしても原則自由、例外規制という考え方のもとに進めていく

わけでございますが、特にポイントには需給調整的な諸規制でございます。参入規制、設備規制あるいはまた価格規制、数量規制、こういった点につきましては、厳しい点検が今後進められていかなければならないと考えている次第でございます。さらに、御注意をいただきました地域独占あるいは自然独占、こういった形態の分野につきましては、経済規制は原則自由の方向でございますけれども、なかなか慎重な取り扱い、綿密な点検のもとにおける取り扱いを必要とするものであります。規制緩和がともすれば生じがちなマイナスマの効果を十分留意しながら進んでいく。先ほど段階的な進め方ということをおえて申し上げさせていただきますが、問題、分野によりましてはなかなか慎重な取り組みを必要とする問題もあろう。なかなか規制緩和を進めることによりまして諸影響、産業構造政策でありますとか中小企業政策、雇用政策あるいは競争政策、独禁政策でございますが、あるいはまた消費者の立場に立った製造物責任制度の充実、こういった関連施策を総合的に組み合わせながら進んでいく、何といたしてもこれが政府の規制緩和の進め方についての基本ではなからうかと考えている次第でございます。

第二点の社会的規制につきましては、これは先ほど御指摘いただきましたように、生命、健康、安全そしてまた環境等の重要問題が多々ございします。その扱いは極めて綿密な点検を必要とする問題であらう、十分に問題の性格を分析した上で合理性のある規制緩和と政策を進めていくということが必要であらうと考えている次第でございます。なおその際、御注意がございました、社会的規制のいわば分類に入るといたしましたが、経済的規制の側面をもあわせ持つような分野、これがなかなか、具体的には出てくるわけでございます。両面をにらんで、よくその規制の性格、影響を区分けをいたしまして進めていかなければいけない。一見社会的規制の範疇に入っているような問題でございまして、経済的規制の側面をも持つ問題

につきましては、やはり私もかなりこれは勇気を持って点検を進めていかなければいけない、そうしたことともあわせて考えていくべきであらう。御指摘をいただきました、感じさせていだいたことを申し上げた次第でございます。

に経済構造全体を変えていく中でそれを方向づけていくための規制緩和の必要性でございます。で、社会の流れ全体がこれの必要性を認めていただいているということ、またそういうようなことで各省庁もようやく本気になってきたといえます。か、そういう流れがございます。

○吉岡委員 通商摩擦に起因する規制緩和という問題もやはり大事だと思われたい。欧米の市場では、原則自由、弊害があれば独禁法で対応するというのが原則になっているように聞いています。我が国の場合は、独禁法というのがありますけれども、ある意味では穴だらけというふうな言い方ではないかと思っております。いわゆる公的規制分野が大きいというふうに言えると思

今、欧米から通商摩擦に起因する規制の見直しを求められています。また一方では、東アジアあるいはNIEsとでもいいますか、そういうところから、軽工業を中心しながら自分たちの国でもキヤッチアップしてきた、ついでに日本の輸入規制等を緩和してもらいたいということも求められているのではないかと考えます。それらについて、対応の基本について簡単にお知らせいた

をさせていたわけですが、そのときにも多くありましたのは、行政指導に対する不満でございました。なかなか返事をくれない、どうなっているんだということ、これが多々ございしました。それから、いろいろ役所の方に問い合わせると、実際はそういうふうに変わったんだといっても、下のほうでその趣旨が伝わっていない、あるいは業界の方に伝わっていない。結局、いろいろ要望によって変えた、変更した、よりよい変更をしたといながら、結果的にはうそをついたことになるんじゃないかというふうな、そういう実際の運用上の問題についての御要求が随分ありました。

この間の五月十九日前後に、私も大体規制緩和の多い各省庁を回りまして、各大臣のところへ要請に行ったわけですが、何とかしてもらわないと、成果を上げてもらわないと、規制緩和やりますよという旗を掲げたのはいいけれども、これは国民の信頼を失った大変ですというふうなことで、強く要請を申し上げたわけでございます。

○石田国務大臣 対外問題、通商摩擦の問題について、非常に多くの国々から御要求があるわけでございます。新聞紙上を見ますと、アメリカの関係、EUの関係のことのみが多く宣伝、PRされているような感じがしますけれども、私どもとしては、対外経済改革要綱におきまして、これはアメリカ、EUだけではなくて、諸外国全体を視野に入れて検討をずっと加えておるといふこととでございます。今度の六月末にまとめ上げる規制緩和等については、そこら辺のことを十分留意をしまして、かなり期待にこたえられるような成果を出すことができるのではないかと考えております。アメリカとEUの関係はかなりダブっておりまして、似たものが多々ございます。

○石田国務大臣 確かに、規制緩和が始まって以来いろいろそういった問題が新聞に報道されているところがございます。多くの方々に御心配をいただいております。また、学者、有識者の方々からそこら辺の御指摘も受けているところがございますが、今度の規制緩和は、まさ

○吉岡委員 第二臨調であるとかあるいは行革審であるとかということ、十三年間にわたって規制緩和というものが検討をされてきました。国民側から見れば、自分たちの思いを達成してもらいたいけれども、なかなかうまくいかないのは各省庁の権益優先、こういうことがあるのではないかと。今回は、特に国民の規制緩和の期待が非常に大きいだけに、重要な部分であらうと思っております。

○吉岡委員 最後に、規制緩和を政治改革と行政改革一体のものとして進めていたきたいという気持ちがあるのです。そして、活気と自己責任に満ちた企業と消費者による効率的な、そして民主的な社会経済システム、これをつくり、それをもととして国際社会経済に貢献できるような方向をぜひおとりいただきたい、このように強く要望して私の質問を終わります。

○加藤委員 以上で吉岡君の質疑は終了しました。次に、宇佐美登君。

○宇佐美委員 さきがけ・青雲・民主の風の宇佐美登でございます。本日は、二十分という限られた時間ですので、規制緩和の基本的な取り組み姿勢や抜本的な規制緩和のための施策等を質問をさせていただきます。

○宇佐美委員 さきがけ・青雲・民主の風の宇佐美登でございます。本日は、二十分という限られた時間ですので、規制緩和の基本的な取り組み姿勢や抜本的な規制緩和のための施策等を質問をさせていただきます。

○宇佐美委員 さきがけ・青雲・民主の風の宇佐美登でございます。本日は、二十分という限られた時間ですので、規制緩和の基本的な取り組み姿勢や抜本的な規制緩和のための施策等を質問をさせていただきます。

さて、規制緩和が必要であると言われて久しいわけですが、先ほど吉岡先生のお話の中でも、もう十数年余りやっているというお話がありました。ただ、細川連立政権ができると同時にさらに規制緩和という声は強くなり、経済改革を実行するために掲げていたものであり、細川前総理の政治理念の一つであったと思います。非常に残念だったという思いがあるわけですが、これはクリントン大統領の日米貿易摩擦解消要求にこたえるアクションプログラムや景気対策の一つととらえられているわけですが、実態はもつと根の深いテーマであるわけです。

釈迦に説法になるかもしれませんが、日本経済は高度成長を遂げた後の転換期にあり、新たな発展のためにさまざまな経済規制の功罪が問われ始めてきているわけです。人的物的資源を最も効率的に運用するためと言われ、日本のある意味で社会主義的経済規制は、産業の効率的育成に貢献してきたわけです。しかしながら、日本経済をマクロに見てみますと、世界規模の中では、まだ小さい間は国内事情のみを視野として活動して、もさしたる矛盾はなかったわけですが、今や日本は米国、EU、日本を軸とした三大経済集団にまで成長し、すべての指標が世界の視点でチェックされるようになったわけです。

一方、これらの対外的な要因のほかにも、日本経済の内的行き詰まりも問われるようになってきております。情報化時代と先ほど大臣の方からお話もあったように、情報化時代の進展によって、これまでの我々が考えてきた社会システムよりも一歩も二歩も進んだシステムというものが生まれる中で、官僚による産業の管理監督というものが、効率という価値には十分機能してきたわけですが、新たな情報化時代にとって、二十一世紀の主役になるであろうと考えられる創造的ビジネスにはむしろ弊害であるということがささやかれているわけです。行政指導という法律以上の権威が法治国家に存在する矛盾に、多くの日本人が気づき始めてきたわけです。先ほど長官のお

話にもあったとおりだと思います。

片や米国には、法律に反しなければ何でもできると、子供の年ごろから文字どおり機会の均等というものが定着してきているわけですが、この自由の精神を求め、今聞くとともにあります。日本若者六千八百人が過去三年間にグリーンカードを取得し、米国に渡っている現状があるわけですが、自由の乏しい日本の規制社会のあり方の本質が問われていると言っても間違いないのではないのでしょうか。また、日本に海外からの若い実業家が最初に入ってきたことは、新規事業を日本では大企業が行っているということですが、日本にいては我々余り気がつきませんけれども、日本の業界は海外企業にとって排他的と言われておりますが、実は日本の新参者にとっても極めて排他的であるわけです。

さらに、規制とかかわりの強い官僚システムというものが、許可認可を通じて業界をコントロールすることができるといえるのは、各省庁にとっては捨てがたいように見えます。天下りによる地位や、またその後の退職金等を含めた収入の保証というものは、この六月になって就職戦線が始まったわけですが、その中で学生が入省するときのキャッチフレーズにさなっている現実があるわけですが、規制緩和という問題が官僚自身の利権とかかわりが大きく、必然的に官僚だけに任せてはいけないうえであるという認識が、今日日本じゅうに広がっていると言って差し支えないと思います。

これらのような前提条件のもと、重複のある質問かと思えますけれども、規制緩和の定義と考え方というものを長官からお伺いできればと思います。

○石田国務大臣 規制緩和の定義というような大変学問的な設定かと思うのでございます。

後ほど管理局長からも答弁をさせていただきますが、今宇佐美先生がいろいろ幅広く意見を開陳されたわけでございまして、長い間の私たち日本の経済社会というのは、やはり基本的

に欧米に追いつけ追い越せというふうなことで、産業を育成していかなければならないという大方針、その上でそれがより効率的になるようにというふうなことで行政も推進をしてきた。私は、それはそれなりに大きな効果があったというふうには思っています。しかし、今経済が転換をしなければならぬ、経済構造そのものを変えていかなければならぬというところで、今この規制緩和の問題が大いに論じられているというふうには思っています。

そういうわけで、その公的な規制というのは、一般的に民間活動に対して公的な部門が公益性とあるいは政策目的、そういうような必要性をもって直接介入をしてきたわけでございます。その成果については、評価される面とまた厳しくチェックされる面と、両面があるというふうに思うわけでございます。

また、今お話ししました許可認可等の手段、これは公的規制の代表的なやり方でございます。そのことによつて日本経済、行政が一体感を持って今日やってきたというふうに思うわけでございます。これら問題の十分検討して、活性化ができる新しい経済体制をつくる必要がある、そういうことが規制緩和の一つの大きな目的であるというふうに思うわけでございます。

また、今も御指摘がございましたけれども、規制緩和の定義の中には、当然これは民間側からの問題提起、また改善要求、そういったものが大きな軸にならなければならぬし、またそれを、今までの法律事項を見直してその要望にこたえていかなければならない、こういう観点であろうと思っております。

なお、管理局長からも答弁をさせていただきます。

○八木政府委員 お尋ねの、規制緩和の全体的な姿はどうか、こういうことでございます。

現状の国家運営に当たります制定法、これは千六百二十本ほどございますが、そのうちで約五百本が規制関係の制度を定めたものでございます。

それぞれ政策目的、制度目的を背景とするものでございまして、規制緩和の問題は、結局のところそうした各分野の制定法その政策的な需要、制度的な意味合いを一つ一つ点検するところから入っていくべきものと考えている次第でございます。

この二月十五日に取りまとめましたいわゆる中期行革大綱におきましては、昨年の細川内閣発足以来の一連の取り組み、九月十六日の九十四項目を初めとした総体の取り組みをとりあえず第一次分としてまとめたものでございまして、これは千五百九十一件の規制緩和項目を出しているものでございます。これがいわば第一次分でございますが、現状におきましては、この六月末をめどにいたしまして、重点四分野、各政策内容の綿密な吟味を行いまして、民間有識者の方々の御参加もいただきまして関係レベルの取り組みにおきまして、重点的な取り組みの方向を目下立案中でございます。その最終段階に現在入っているわけでございます。

引き続きまして、全行政分野における総点検の結果を年度内、でき得れば年内に規制緩和五カ年計画として取りまとめたいと考えているわけでございます。先ほど御指摘の、可能な限り民間部門における自由な発想を最大限に生かす新しい経済社会のあり方を求めつつ、こうした立案活動に入つてまいりたい、そう考えている次第でございます。

○宇佐美委員 規制緩和の方向についてお答えいただけますか、ありがとうございます。

ただ、規制緩和を行うときに大事になるのは、その基準というものがどこにあるかということですが、尊敬する小沢一郎新生代表幹事の本によれば、グラント・キャニオンにおいて金網がなくて、まさにアット・ユア・オウン・リスクだ。つまり、自分の責任でそこを乗り越えていくことができるんだ、そんなことをおっしゃっていますけれども、実はグラント・キャニオンにはちゃんと乗り越えられない程度の金網があるわけで、行かれた方は御存

じかと思ふのですけれども、そんなような意味で、高いか低いかの、グラウンドキャニオンで言えば金網を越えられるかどうか、または全くない状態で原則自由、例外規制というような基準があるかと思ひますけれども、一体それでは例外規制と言ったとき、もしくは規制緩和の基準というものが何であるか、総務庁の考え方を教えてくださいます。

○八木政府委員 お答え申し上げます。

規制緩和をいかなる考え方、基準によつて進めるかにつきましては、昨年十月の行革審の最終答申におきまして三点ほどの基準が出されております。一つは、社会経済情勢の変化、技術革新の進展等によりその政策的必要性が失われた規制は廃止をする。第二点は、原則自由、例外規制の立場から、規制は最小限にする。そして、なかなしく競争的産業においては、原則として需給調整の観点からの参入規制は行わない。第三点は、できるだけ市場原理を活用し、供給構造の変革を促進する、こういう考え方が出されているわけでございます。これが一つでございます。

もう一つは、同じく昨年十一月の経済改革研究会の報告でございます。委員若干お触れいただきました経済的規制は原則自由、例外規制を基本とする。需給調整の観点から行われている参入規制、価格規制等については早急に廃止するというところでございます。また、社会的規制は、安全、健康の確保、環境の保全、災害の防除等、本来の政策目的に沿った最小限の規制とすること、この考え方が提示されているところでございます。

さらに、昨今の内外環境のもとにおきましては、アメリカあるいはまたEU等からも、日本の市場が開かれたものでなければならぬ、日本社会が真に国際化された、開放された社会でなければならぬという観点からさまざまな要望、意見が寄せられていることも事実でございます。この点からいいますと、私どもの今回進めております取り組みは、原則権力内外無差別ということが一つの大きな視点になるのではなからうかと考

えている次第でございます。

以上、申し上げましたようなさまざまな御提言をいただきながら、総体としての政府の規制緩和計画は、市民のニーズにこたえつつ、日本の社会を極力開かれたものにしていくという考え方のもとに総合的に立案されなければならない、そう考へている次第でございます。

○宇佐美委員 今の御答弁を聞いておりますと、あめ力強いなというのが率直な気持ちなんですけれども、さて、現実に世間に戻りますと、本場に規制緩和やれるのか、そんな質問が我々政治家のもとに届くわけですから、何よりも、先ほど前段で申しましたように、統いて、規制緩和、法律だけではない、行政指導の面が非常に重要になってくると思ひます。

昨年の行政手続法では、行政指導等について一定のルールを決められたわけで、本年の十月一日より施行されるわけですから、政府におかれましては、例えば行政指導、通達などを行う前に、そのような議論というものを、どういう基準で通達を出すのか、というのは、通達をもらつてから、ああこれはやっちゃだめなんだということと各企業なり各個人はなるわけです。そうではなくて、じゃその通達を出す前に、それを利害関係者の中で議論を行つてそのバランスの中で、こちらが大事である、この通達が必要であるといったときに行政指導を使うべきではないか、そんなふうに考へているわけなんです。

さらに透明化する必要があると思ひわけですが、法律を施行する前に、例えば先ほど申しました利害関係者による公聴会等を開くことを考へていらつしやるのか、また、その方向性について教へていただければと思ひます。

○八木政府委員 今回、行政手続法を十月一日に施行するというところで昨年の十一月に国会で御承認をいただいたわけでございます。目下その施行準備に懸命になつておられるところでございまして、その中におきましては、日本の行政におきましては初めて、行政指導というものについて法的

な枠組みを一つ設けたということでございます。

御承知のとおりでございますが、この行政指導というものはあくまでも法律の範囲内において行われなければならない。そしてまた、この要求があれば書面で御提示を申し上げる必要がある。公正、透明な行政運営の一環としての行政指導というものの位置づけを明確にしたところでございまして、この法律の趣旨をどのように着実に、忠実に、また実施に移すかということが私どもの大きな課題でございます。

御意見の一つは、行政指導のあり方につきましても公聴会といった御提言でございますが、現状の行政運営を申し上げますと、重要な法律の運営方針につきましては、必要に応じて各省、各分野における審議会、二百強の各省の審議会等におきましてこれを御説明申し上げ、御検討をいただきながら進めていく、そのもとにおきまして政令等が立案されるというやり方もございます。

いずれにいたしましても、各法律につきましても、一般の市民社会の広い意味での御理解をいただきながら運営をしていかなければならないこととございまして、法律の施行につきましても、そうした配慮は十分に今後とも進めていかなければならないと考へておられるところでございまして、その具体的なやり方につきましても、これは個別のケースに応じていろいろと工夫をさせていただきます。

○石田国務大臣 要はこの行政手続法のあり方、一般の国民の皆さんにどう徹底するかという問題であらうかと思ひますので、例えば、総務庁としてましては全国に約五千人の行政相談員がおられるわけでございまして、その方々に今御説明をし、勉強していただいている。あるいは、それぞれの行政監察の局が各県ごとにあるわけでございますので、そこで勉強会をやっておりますが、かなり一般の方々の反応がいいというふうな報告も聞いております。何百人の方が集まつてこの行政手続法の勉強をしていただいております、こういう報告も聞いておりますので、そういうことを活用しながら

ら徹底を図つてまいりたいと思ひます。

○宇佐美委員 長官がお答えになりましたように、評判はそこそこいいと私も聞いておりますけれども、もちろん行政手続法がないよりはそれはいいということでありまして、さらなる行政指導の透明化というものに御努力いただければと思ひます。

この委員会に付託されているわけではないのですけれども、できたら連合審査もという意見のある行政改革委員会設置法についての御質問も、お許しをいただきましたので、させていたただきたいと思ひます。

我々さきがけ、青雲・民主の風では、この名称の修正から考へておきまして、行政改革を監視するわけですから監視という言葉を入れます、行政改革監視委員会とすべきであると考え、内閣委員会におきましてもこれから修正を御提案させていただきますけれども考へているわけですが、その中におきまして、第二条第一項、「許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進に関する事項」というのがございまして、私のあさはかな考へなのかもしれませんが、この「民間活動に係る」というところは、もしかしたらなくてもいいのではないかと。つまり、「許可、認可等行政の各般にわたる規制の改善の推進に関する事項」とした方がすっきりしてわかりやすいのかなと思ひわけですけれども、この法案の中で定義している民間活動とは一体何なのか、規制緩和というものをある意味で狭めた考へ方をしているのか、そんな危惧がありますので、答えていただければと思ひます。

○八木政府委員 私ども、規制行政あるいはまた規制緩和問題の範囲としてとらえておりますのは、行政庁と民間との関係、市民社会あるいはまた企業との関係ということでございます。国の行政機関相互間の問題につきましては、これはいわば行政事務運営の合理化の問題かなと考へておきまして、行政と民間とのかわり合いを総体として点検し、これを改めていくことが規制行政の改

善、規制緩和ではなからうか、そんなふうに位置づけている次第でございまして、一言で規制行政が現在許認可件数一万一千四百二件と申しておりますのも、すべてこれは行政庁と民間との関係でございます。

そういう分類を立てて仕事をやっている次第でございまして、国の行政機関相互間の問題が全く問題がないとは申し上げませんけれども、それはそれとして、行政事務運営方式の合理化の問題として別途の取り組みで進めさせていただいているところがございます。

○宇佐美委員　そういう考え方をなさっていたから、我が委員長である加藤康二先生の方から、行政と民間だけではなくて、例えばNTT法やKDD法などにかかわる規制というものもあるのではないか。そんな御提案があったのではないかと私は推察しているわけです。

時間もなくなりましたので、質問の方はこれでも、終わらせていただきますけれども、何よりも問題になっているのは、以前聞いたお話ですけれども、例えば今議員の多くの方が、または皆さんも携帯電話をたくさん持っているかと思えますけれども、携帯電話に電源を入れてみまますとすぐ電池がなくなってしまう。その点、ポケットベルというものは長く電池がもちます。合わせて使ってみたらどうだろうと考える発明家の方も多いかと思えますけれども、そのときにまず最初に

根本であると考えており、まさに自由な社会というものをつくるために必要なものだと思います。

先ほど申しました行政改革委員会設置法の修正を羽田政權の、行政改革政權のその位置づけとして我々さがけ・青雲・民主の風が応援していければと思っておりますので、ぜひともその修正に賛同をいただければと思います。

どうもありがとうございました。

○加藤委員長　以上で宇佐美君の質疑は終了しました。

次に、松本善明君。
○松本(善)委員　二月十五日に「今後における行政改革の推進方策について」というのが閣議決定をされまして、規制緩和は目玉政策として進められております。昨年の十一月八日に出されました。経済改革研究会の中間報告によりますと、規制緩和によって企業に新しいビジネスチャンスが与えられ、雇用を拡大し、消費者には多様な商品、サービスの選択の幅を広げる、内外価格差の縮小にも役立つというようなことで、規制緩和が長期化する不況とか対外経済摩擦など、今の経済問題を解決するいわば万能薬のように言われております。しかし、規制があるから不況になったわけでもありませんし、政府が進めている規制緩和が不況対策としてどれだけの実効性があるのかというところについての疑問もあります。

経済改革研究会のメンバー、一橋大学の教授であります中谷巖さんという方が、大胆な規制緩和が実行され、日本の消費者物価が平均一六・五％低下したという前提で、規制緩和によって五年間で六百八十万人の失業予備軍が吐き出されるといふことを書いておられます。また、日本総合研究所の調査では失業が四百十万人、大和総合研究所のリポートでは余剰労働力が六百四十万人に達する、こういうふうに見えております。しかし論者は、長期的には発生する失業を吸収して余りあるだけの新規労働需要が発生するとしているわけでありすけれども、規制緩和によって企業倒産や

失業が増大することは否定できないのではない
か。

この点について総務庁長官、どのようにお考えになりますか。規制緩和が不況対策として実効性があるのかということも、あわせてお答えいただけますか。

○石田國務大臣　お答え申し上げます。

今、松本先生御指摘の問題については、アメリカで規制緩和をやったときにも大変大きな雇用の問題が惹起されたということも伺っておるわけでございますから、規制緩和が必ずしも経済効果だけではない、消費者のメリットを生むだけではない、その反面いろいろな問題が惹起するであらうということは、これは十分想定できるわけでございます。

特に、例えば先ほどちょっと申し上げましたけれども、自動車整備業界においては六カ月点検をやめることによって約五千億の損失が出る、逆にユーズーはそのメリットがあるというような関係がございしますが、やはり一割近くもそういう損失が出るということになりますれば、整備工場一つ一つ、場合によってはそういった労働問題に波及するかもしれない状態は容易に想像できるわけでございますから、そこら辺は十分私どもも見きわめながらこの対策を進めていかなければいけな

い。何でもかんでもがらん急ぐというようなことではなくして、やはり計画的に、秩序よく聴取しながら、調べながら着実に進めていかなければならない問題であろうというふうに思っております。また、雇用問題あるいは中小企業対策、それなりの考え方を持っておりますので、そういったことをあわせながらそういう事態に対応してまいりたい。

しかし、規制緩和全体はやはり新しいビジネスチャンスが生まれることも容易に予測されるわけでございますから、その両面の利点を十分に享受できるように考えながら進めていかなければならない問題であろうと思います。

○松本(善)委員　今も大筋はお認めいただいたわ

けですけれども、長期化する不況のもとで中小企業の分野に大企業が参入する、倒産に追い込まれるということが起こることは目に見えているわけです。不況に苦しむ中小業者や国民の不況を何とかしてほしいという願いに、逆行する面もあるわけです。

今もお話がありました雇用問題は政治の大きな柱でありますので、規制緩和による中小企業の倒産とか失業の増大、これに対してどう見ているのか、どのような対策があるのか、目の前の問題でありますのでお答えいただきたいと思います。

○八木政府委員 規制緩和と全体を進めていく場合に関連して生ずる諸問題につきましては、規制緩和と自体の展開とあわせまして各種の対策をとらなければならぬのは当然でございます。規制緩和は公正、自由な市場競争ルールの確立に資するものでございますが、同時に、市場競争の中におきましてハンディを生ずるいろいろな分野につきましましての対策ということから、中小企業対策といたしましては、例えば現在進めております中小企業の構造調整の支援対策、あるいはまた中小企業の経営基盤の強化対策、中小企業の活性化支援対策、そして小規模企業対策の充実の問題等々の施策が、特に通産省を中心に講じられているところでございます。

また、雇用対策につきましては、雇用維持のための各種の支援対策、離職者の再就職対策、そしてまた雇用機会の開発支援等の問題をあわせて進めていたところでございますが、規制緩和が本格化したしますと、こうした諸対策との連携関係が今後重要になってくるというふうに考えている次第でございます。あわせて製造物責任制度の確立等の消費者行政への配慮、また独禁政策によります競争維持政策の積極的展開、こうしたところも当然関連して視野に入れるべき問題であろうかと考えている次第でございます。

○松本(善)委員 「今後における行政改革の推進方策について」の規制緩和項目を調べてみますと、これは昨年の五月から現在までということに

なりませんが、規制緩和と八百九十二事項のうち法改正二百六十六事項、政省令、通達などが六百八十六事項ということに総務庁の調べではなっており、全体は八割、七割が省令だとか通達などによって規制緩和が行われることになる。大店法を骨抜きにしたのも、タクシーの同一地域同一運賃制を緩和したのも通達によるものであります。労働者の労働条件や中小業者の営業や専らし、地域経済に大きな影響を及ぼすものが国会での議論なしに行われているということは、極めて重大だということふうに思います。

きょうは、その一つの例としてタクシー運賃の規制緩和について伺いたいと思います。

きょう報道されたところによりますと、運輸省は年内に八地区の値上げを認可の方針というふうになっておりますけれども、値下げの問題を聞きたいのです。運輸省は、昨年は全国で初めて京都市のタクシー会社エムケイに對して、十二月一日から四カ月の期限つきであるけれども、運賃値下げを認可をいたしました。現在どういう扱いになっておりますでしょうか。

○春田説明員 お答えを申し上げます。

今エムケイ株式会社から、昨年の十二月からこの三月にわたって一〇％のタクシー運賃の値下げが行われたというお話がございました。この期間につきましてもいろいろデータを集めて整理しているところでございます。

ちなみに、昨年の十二月からこの一月までの二カ月間の輸送実績につきましても見てまいりますと、実際に稼働いたしました車両一台当たりの一日単位の値で申し上げますと、エムケイ株式会社と京都のほかのタクシー会社、標準的な事業者十六社を比較いたしますと、この値下げの期間につきましても見た場合に、輸送回数、いわゆる何回お客さんを運んだかという回数、あるいは何人お客さんを運んだかという輸送人員、これにつきましてもいずれも減少をしております。エムケイ株式会社ほかの事業者も減少をしております。こういう状況でございます。実車の走行キロについて

見ますと、エムケイ株式会社につきましては、前年同期間に比べて五・七％増加をしております。ところで、関連いたしました実車率も、これはお客さんが実際に乗ったキロ数が全体の走行キロに占めるだけのウェイトを占めているかというところでございまして五三・二％、これは昨年の同時期でございまして、それから五四・六％に増加をいたしました。二・六％ほどの増加でございます。

他の十六社につきましては、この期間、逆に実車の走行キロ、お客さんを実際に運んだキロにつきましても、前年に比べて四・一％減少をしております。お客さんに乗せたキロ数の割合、これにつきましても、五二・八から五一・八というところで減少しております。

そういう数字のもとに、運送収入につきましても、エムケイ株式会社の場合には一〇％の値下げをしておりまして、増収が図れるというふうなことが、当初そういうふうにもあるというふうなことが、前年の同期間に比べて、エムケイ株式会社につきましても五・三％の減少、他の十六社、これはいわゆる値下げをしなかった十六社でございますが、三・八％の減少というところで、いずれも減少の傾向になっているというところでございまして、現在、こういう数字をもとにいたしまして、あわせてその後の二カ月間の実績をまとめております。

そのほかに、例えば労働時間といった労働条件の関係がどういふふうなこの値下げの期間にいろいろな影響が出たか、あるいはエムケイ株式会社につきましても人件費、どれだけ人件費を支払ったかというふうなデータを収集、分析いたしました。それを総合的に評価しようというふうなことで、当初五月の末にも取りまとめたいというふうな申し上げをおたがったわけですが、人件費のデータなりがそろわない部分がございまして六月中の取りまとめができなかった、こういう状況でございます。六月中にはこの期間の評価、分析を

行いまして、取りまとめの上公表したい、かように考えております。

○松本(善)委員 今エムケイの収支が減っているというお話になりまして、一・五％減少している。一方、実働車の一日一車当たりの走行キロは三・一％ふえて、労働時間も増加をしております。規制緩和による運賃値下げの認可によって、労働密度は強化をされ、長時間労働をもちますという労働条件の悪化を招いているんじゃないだろうか。エムケイがこういうふうにしたのは、規制緩和による運賃値下げは労働者を犠牲にしたダンピングと言わざるを得ないものじゃないだろうか。

この値下げ申請の理由は、現行運賃を一〇％値下げをすれば、利用者は二〇％ふえ、利用者や乗務員にも利益になる、利用者がふえない場合の減収、労働強化、二重運賃による利用者の混乱などの疑問も根拠がないというところを証明しようというところだったわけですが、これは二カ月の実績で言っても、やはり全く失敗だ、そういうことにはならぬということになるのではないか。今四カ月を見てという話であります。二カ月の経過を見ただけでもこういうことになるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○春田説明員 先ほど二カ月の実績について申し上げたところでございますが、引き続き期間につきましても輸送実績に合わせまして、先ほど申しました労働時間、いわゆる労働条件にどういふ影響があったのか。それからもう一つは人件費の支払額、この期間エムケイ株式会社はどれだけコストで事業の運営ができたのかというところのデータも合わせた評価というところで最終的にこの期間の評価をしてみたい、かように考えております。今の段階でこの期間の全体の評価ということは十分にはできないという状況でございます。

六月中にはデータを取りそろえて、分析、取りまとめの上、必要なデータにつきましてはできるだけ公表して、ある意味では利用者の皆様方を

を含めたいろいろな御議論の材料ということでも供していきたくと思っておりますし、また、引き続きますところのエムケイ株式会社の方から継続の値下げ申請が出ておりますので、この継続の値下げ申請につきましても、こういった分析、評価の結果を踏まえて判断をいたしたい、かように考えております。

○松本(善)委員 それは数字だけの問題ではありませんが、京都府の松原警察署長がタクシー会社の協会五団体にあてて、客待ちのために空車を連ねて駐車車をしている、夜間はそれが交差点まで及んでいる、地域住民から再三にわたって強い取り締まりの要望があるということで、指導文書を出している。これは、エムケイが総力を挙げて不法な客引き行為を繰り返した結果ですけれども、にもかかわらず、利用回数も運送収入も他社より落ち込んでいる。労働強化、賃金収入の減、労働条件の悪化につながっていることはもう疑う余地がないと思ひます。

四カ月を見てということでありまして、タクシーの社会的責任というものは、安全性の確保、サービスの向上であります。労働条件の改善とこれは密接不可分の関係にあります。運賃を安くして収入減になりますと、労働者に一番しわ寄せがいくことははっきりしております。労働条件を確立させる上でも、同一地域同一運賃の原則を基本とした運賃認可制を進展させていくべきではないか。

長期化する不況のもとで深刻になっている運送収入の低下、大幅な実収入減など、今のタクシーの状況というのは、規制緩和による値下げなどできる状況では全くありません。これは、町を見ていても明らかです。全体の労働条件改善のために、タクシーの需要、供給関係を適正なものにして、運賃改定の条件である労働条件の改善を担保する増収を確保すること、そのために適正な実車率等を基準にした大幅減車を進行すべきではないか、そういうことの動きもありますけれども、この点について運輸省の見解を伺いたいと思ひま

す。

○春田説明員 お答えを申し上げます。

運輸省の方では、いわゆるタクシー車両の増車あるいは減車ということにつきましては、事業計画の変更ということで認可のかかりを持つわけでございます。私ども、いわゆるタクシーの事業につきまして、その需要の動向、お客さんの利用実態というものに依りまして、必要な車両数というものを適切な形で配備をしていくということが必要だろうと考えておりますので、今お話しにありましたように、景気が非常に落ち込んでいる状況の中で、仮にお客さんが非常に少ないという時期には車両をそれに合わせた形で減らしていく、こういうことも経営者の判断としてぜひいろいろと取り組みをしていかれたらいいのではないかと、こういうふうに考えております。

ただ、私どもいわゆる行政といたしまして、そういう減車というようにものを強制するということができる立場ではございません。ある意味では、事業者の皆さん方がそれぞれの経営環境の中で判断をしていく、またそういう経営判断をしていくことができやすいように行政としては環境をつくる、こういうことではないかというふうに思っております。

ちなみに私ども、いわゆる減車制度で、減車した後で増車できないのではないかとというようにことでお気持ちからなかなか減車をしないというようにことが指摘もされますので、そういうことがないように、減車をした後で増車をするというようにすることにつきまして、特に行政の側で必要以上に制約を加えないというように条件として織り込みまして、預かり減車というようにことも実は実施をしております。

そういう中で、これは毎年十月一日現在でとった数字でございますが、例えば平成四年の十月から昨年、平成五年の十月のところで見ますと、平成四年の十月のときには、こういう形で今減車をしておりますのが全国で二千五百両ほどでございます。それが、平成五年というものは、需要が落ち

込んできたということもありまして、三千百両というふうなオーダーになっております。全体の数との関係では非常に低い数字かと思えますが、そういう形で取り組みも含めまして、いわゆる需要に合った車両の配備ということに事業者サイドで取り組めるような、そういう環境づくりということに努めてまいりたいというふうに思っております。

○松本(善)委員 最後に石田長官に伺いたいと思

います。今お聞きのように、何でも規制緩和さえすればいいというものではないことは、長官も最初に言われましたけれども、今の例を挙げたわけでございます。公的規制の中でも、許認可など、社会の変化もあって、官僚の権限維持のためではないものも少なくありません。国民生活の障害にはなっても、もはや利益にならないもの、そういう官僚的な規制というものは撤廃すべきだと思います。しかし、国民生活を守る、国民のための民主的規制というものは、諸外国に比べて我が国はむしろ立ちおくれしております。必要な規制は強めなければならぬと思っております。

総理府の世論調査、昨年の六月のものですが、これでも国や自治体に対して環境悪化を防止するための規制の強化を求める人が四五・三％ということでありました。規制緩和は、財界とかアメリカからもいろいろ要求がありますが、そういうあれではなく、やはり国民の声を反映させることが必要なんじゃないか。国民の意見、要望を受ける窓口が各省庁に設けられているのでありましか、その点について総務庁長官の御意見を伺いたいと思っております。

○石田国務大臣 先ほどもちょっと触れましたけれども、例えば総務庁にございましては、全国に行政相談員を五千名配置しております、もうほとんどボランティアのような形でやっていただいております。この方々だけで、たしか二十数万件の行政相談がございまして、また、OTOの問題もございましてですけれども、総務庁自身にもござい

ますし、また、各県あるいは地方自治体にもそういった行政問題に対するいろいろな苦情あるいは要望を申し出ていただけるようなシステムになっておりますので、ただ、この点はちょっとまだPRが十分じゃないように思います。

この間、現に、行政相談員の方々といろいろ懇談をしたときに、行政相談そのものの意味がよくわかっていない、だから、それぞれの地域の民生委員だとかそういう人たちと連携を保ちながら、行政相談ができませんよということやPRしながら一生懸命やっております、こういうようなことをおっしゃってございました。そこら辺の問題は十分配慮していく必要はあるだろう。要するに、この間総理も、何かファクスを置いて国民の声をということでおやりになったようでございますが、どこへ行けばどういふ問題を要求できるか、要請できるか、そこら辺の徹底をもう少しやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

もちろん、先生がおっしゃったように、何も経済が社会の主軸ではないわけで、国民生活そのものが充実してこなければならぬわけでございまして、規制緩和によるメリット、デメリット、そういうったものを両方勘案しながら、何としても国民生活が充実できるような方向へ導いていかなければならない。

今具体的にタクシーの問題をお挙げになったわけでございますが、これは、確かに現実には、仮に値下げをしてもタクシーの乗車率がふえるというように単純な状況ではなからうと私は思うんでございまして、ある意味において、企業が自主的に試行錯誤でやってみようというように考え方をされたわけでございますから、その意思はやはり尊重をするような雰囲気は十分つくっているかなければならないものだろうというふうに思うのでございまして、それでないと、新しい、要するに市場参入への意欲というものが逆に阻害されてしまったらだめなわけですから、少々危険があっても、やはりやる意欲を持たせることも重要なことではないかろうか、将来に向かってそういうふうな

ことが重要ではないかというふうに考えております。

○松本(善)委員 総務庁が国民の声を聞くということについてやっておりますことをお聞きいたしました。総務庁だけじゃなくて各省庁に、やはり国民の声を反映できるように窓口を設置するということまで必要ではないだろうか、この点をお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思

います。○八木政府委員 これは政府全体の運営方針といたしまして、各省庁に行政苦情の受付窓口は置いてあるわけでございます。かつ、総理府広報室を中心にして、広報、広聴機能という体制はとられているわけでございまして、その現実の運営につきましては御意見があるとすれば謙虚に承って、私ども努力をいたしてまいりたいと存じます。

○松本(善)委員 終わります。

○加藤委員長 以上で質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。石田総務庁長官、趣旨の説明を聴取いたします。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案〔本号末尾に掲載〕

○石田国務大臣 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、内外への透明性の向上と国際的調和を図りつつ、中長期的に自己責任原則と市場原理に立った経済社会を実現するとともに、国民の負担軽減や行政事務の簡素化を図るため、公的規制の緩和等の推進を当面の重要課題の一つとして位置づけ、これに取り組んでいるところでござい

その一環として、去る二月十五日の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」において、平成五年九月の緊急経済対策に基づく規制緩和等の措置についてその着実な実施を図るとともに、同年四月の総合経済対策に基づく許可等の見直し結果等を踏まえ、当面の規制緩和等の措置を講ずることとしております。

今回は、これらの規制緩和等の措置を実施に移すに当たり、許可、認可等の整理及び合理化を図るため、法律改正を要するものの一括することとを適当とする事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第でございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

許可、認可等に関し、制定の当初に比し、その対象をめぐる社会経済情勢が著しく変化しているもの、民間能力が向上しているもの、あるいは技術革新が著しく進展しているもの等につきまして、

第一に、許可、認可等を継続する必要性が認められないものはこれを廃止すること、

第二に、現行の許可、認可等が過剰な規制となつていゝるものはこれを緩和すること、

第三に、現行の許可、認可等が不合理になつていゝるものはこれを合理化すること

としております。

この法律案は、以上のとおり、時代の変化等に件つて不要ないし過剰あるいは不合理となつていゝる許可、認可等を整理及び合理化することにより、民間活動等に係る規制を是正し、それらがもたらす負担の軽減を図る観点から、七省、四十法律、百七十七事項にわたる改正を取りまとめたものでございます。

なお、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

第二類第九号 規制緩和に関する特別委員会議録第三号 平成六年六月三日

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることになりました。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十六分散会

許可、認可等の整備及び合理化に関する法律案

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

目次

第一章 大蔵省関係(第一条—第三条)

第二章 文部省関係(第四条)

第三章 厚生省関係(第五条—第十一条)

第四章 農林水産省関係(第十二条—第十七条)

第五章 通商産業省関係(第十八条—第二十六条)

第六章 運輸省関係(第二十七条—第三十九条)

第七章 労働省関係(第四十条)

附則

第一章 大蔵省関係

第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十七条を次のように改める。

(届出)

第八十七条 酒類業組合、連合会及び中央会(以下「酒類業組合等」といふ。)は、酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、政令で定めるところにより、二週間以内、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

第八十七条の二の見出し中「決算関係書類」を「決算関係書類等」に改め、同条中「収支計算書」の下に「次項において「事業報告書等」とい

う。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 酒類業組合等は、前項の規定により事業報告書等を大蔵大臣に提出する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を併せて大蔵大臣に提出しなければならない。

一 組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異動がある場合 当該異動事項

二 役員の名、住所及び資格に異動がある場合 当該異動事項

(金融先物取引法の一部改正)

第二条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「大蔵大臣の承認を受け」を削る。

(無尽業法の一部改正)

第三条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

営業トシテ無尽ノ管理ヲ為スハ之ヲ無尽業ト看做ス

第三十四條中「無尽会社ニ非ズシテ無尽ノ管理ヲ業トスル会社(以下無尽管理会社ト称ス)」を「第三條第二項ニ規定スル無尽ノ管理(次条ニ於テ無尽ノ管理ト称ス)ヲ為ス無尽会社」に改める。

第三十五條中「無尽管理会社」を「無尽ノ管理ヲ為ス無尽会社」に改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

第二章 文部省関係

(文化財保護法の一部改正)

第四条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同條第一項中「売渡」を「売渡し」に改め、ただし書を削り、同條第三項を同條第五項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「売渡」を「売渡し」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができ

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

第一百十條第二号中「同條第三項」を「同條第五項」に改め、「若しくは同項ただし書(第五十六條の十四で準用する場合を含む。)」の規定による承認の申請」を削る。

第三章 厚生省関係

(寄生虫病予防法の廃止)

第五条 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)は、廃止する。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第六条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十七條の十三第三項中「厚生大臣の承認を得て」を削り、同條第三項中「厚生大臣」を「全国指導センター」に、「標識について承認を与えた」を「標識の様式を定め、又は変更した」に、「告示しなければ」を「これを公告するとともに、厚生大臣に届け出なければ」に改める。

第七十一條第五号を次のように改める。

五 第五十七條の十三第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(狂犬病予防法の一部改正)

第七條 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「厚生省令の定めるところにより毎年一回」を「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生省令

の定めるところにより、「に改め、同項に次のた
だし書を加える。

ただし、この条の規定により登録を受けた
犬については、この限りでない。

第四項第五項中「前項」を「前各項」に、「の
外を」を「ほか」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次
に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受け
た犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の
所在地その他厚生省令で定める事項を変更し
たときは、三十日以内に、厚生省令の定める
ところにより、その犬の所在地（犬の所在地
を変更したときにあつては、その犬の新所在
地を管轄する都道府県知事に市町村長を経
て届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受け
た犬について所有者の変更があつたときは、
新所有者は、三十日以内に、厚生省令の定め
るところにより、その犬の所在地を管轄する
都道府県知事に市町村長を経り届け出なけれ
ばならない。

第二十二条中「第四項」を「第四項第六
項」に改める。

第二十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第
一號中「又は鑑札を犬に着けなかつた者」を「鑑
札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者」に
改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）
第八条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八
年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「三月まで、四月から六
月まで、七月から九月まで及び十月、六月ま
で及び七月に、「四半期」を「半期」に改める。
第二十三条第一項中「四半期」を「半期」に改め
る。

第四十二條中「四半期」を「半期」に、「左に」を
「次に」に改め、同条第一號中「あたり」を「当た
り」に改め、同条第三號中「譲渡」を「譲渡し」に
改める。

改める。

第四十三條中「四半期」を「半期」に、「左に」を
「次に」に改め、同条第三號中「譲受」を「譲受け」
に改める。

第四十四條中「四半期」を「半期」に、「左に」を
「次に」に改め、同条第四號中「譲渡」を「譲渡し」
に、「譲受」を「譲受け」に改める。

第四十五條中「四半期」を「半期」に、「左に」を
「次に」に改め、同条第二號中「容積の容量及
び数並びに譲渡又は譲受の年月日」を「並びに容
器の容量及び数」に改める。
第四十六條第一項中「四半期」を「半期」に改め
る。

（あへん法の一部改正）
第九条 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）
の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「三月まで、四月から六月
まで、七月から九月まで及び十月」を「六月まで
及び七月に、「左に」を「次に」に改め、同項第
三號中「譲渡」を「譲渡し」に、「譲受」を「譲受け」
に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）
第十条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四
十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八條の見出し中「及び届出」を削り、同
条中「公告する」とともに、都道府県知事に届け
出なければ「を」を「公告しなければ」に改める。
第七十九條の見出し中「及び届出」を削り、同
条中「公告する」とともに、都道府県知事に届け
出なければ「を」を「公告しなければ」に改める。

第八十五條を次のように改める。
第八十五條 第六十九條第三項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十
万円以下の罰金に処する。

（公益質屋法の一部改正）
第十一条 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）
の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。
第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第四章 農林水産省関係
（土地改良法の一部改正）

第十二条 土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出し中「備付」を「備付け」に改
め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に、「但し」を
「ただし」に改め、「都道府県知事の承認を受け
て」を削り、「備えておく」を「備えて置く」に改
め、同条第二項を次のように改める。

2 理事は、前項ただし書の規定により土地原
簿の一部を主たる事務所以外の場所に備えて
置くこととしたときは、遅滞なく、その旨を
公告しなければならない。

第百十一條の二十三中「第十六項まで」を「第
十五項まで」に改め、「第十八條第十六項中
「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と
を削る。

（肥料取締法の一部改正）
第十三条 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百
十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條第五項及び第六項を削る。
第十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第二
號中「旨」を「届出た」を削る。

第三十三條の二第六項中「及び第五項」及び「
同条第六項中「生産又は輸入」とあるのは「生産」
と、「二週間」とあるのは「三十日」とを削る。
第三十九條第二號中「若しくは同条第五項
若しくは第六項の規定による届出をせず」を削
る。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一
部改正）
第十四條 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法
律（昭和二十九年法律第八十二号）の一部を次
のよう改正する。

第二十二條第二項を削る。
第二十三條中「前条第一項」を「前条」に改め
る。

（家畜改良増殖法の一部改正）

第十五条 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第
二百九号）の一部を次のように改正する。
第三條の五中「第二十七條第一項」を「第二十
七條」に改める。

第二十七條第二項を削る。

（養鶏振興法の一部改正）
第十六條 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四
十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「ふ化場ごとに」の下に「
その業務に関する帳簿を備え」を加え、「明りよ
うに記帳整理し」を「記載し」に、「ふ化場の所在
地を管轄する都道府県知事に報告しなければ」
を「これを保存しなければ」に改める。

（造林臨時措置法の廃止）
第十七條 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第
百五十号）は、廃止する。

第五章 通商産業省関係
（輸出中小企業製品統一商標法の廃止）
第十八條 輸出中小企業製品統一商標法（昭和四
十五年法律第八十五号）は、廃止する。

（輸出入取引法の一部改正）
第十九條 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二
百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第二十七條の十六中「第
三十條から第三十二條まで」を「第三十條、第三
十二條」に改め、「第三十一條」を削る。
（商工会議所法の一部改正）
第二十條 商工会議所法（昭和二十八年法律第百
四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第八條の二」に、「第三十
四條」を「第三十一條」に、「第三十五條」を「第三
十二條」に改める。
第五十七條の見出し中「届出及び」を削り、同
条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十六條を次のように改める。
第八十六條 削除

第九十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第
二號中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条第
三號中「届出若しくは」を削る。

(木材防腐特別措置法の廃止)

第二十一条 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第百二十二号)は、廃止する。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第二十二條 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第三十条から第三十二条まで」を「第三十条、第三十二条」に、「第二項第三号を」を「第三項第三号を」に改め、「第三十一条」を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十三條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「組合」を「火災共済協同組合、信用協同組合又は第九條の九第一項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

第八十二条の三中「第三十条及び第三十一条」を「及び第三十条」に改める。

第百十五條第六号中「(第八十二条の三において準用する場合を含む。)」を削る。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二十四條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第二項中「事務引継ぎ」を「事務引継」に、「及び第三十条から第三十二条まで」を「第三十条及び第三十二条」に改め、後段を削る。

第四十七條第一項中「及び第三十条から第三十二条まで」を「第三十条及び第三十二条」に、「払込を払込み」に改め、後段を削る。

(商工会法の一部改正)

第二十五條 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第四十九條の見出しを「(決算関係書類の提出)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五十五條の十八第二項中「第三十一条」の下に「第三十二条、第三十四条」を加える。

第六十五條第五号を削り、同条第六号中「第四十九條第二項」及び「同項」を「第四十九條」に改め、同条を同条第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 第五十二條第二項(第五十五條の十八第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二十六條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第九十三條中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 第四十五條又は第七十二條第二項の規定に違反したとき。

第六章 運輸関係

(貨物運送取扱事業法の一部改正)

第二十七條 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「集配事業計画を変更しよう」を「集配事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。をしよう)」に改め、ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3 利用運送事業者は、運輸省令で定める集配事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならない。

第十一條第三項を次のように改める。

3 運輸大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。

む。)において、利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

第十一條第四項を削る。

第十八條第一項中「以下同じ」を「次項において同じ」に改める。

第二十二條中「第九條から第十二條まで」を「第十二條」に改める。

第二十四條第一項第四号中「業務の範囲その他運輸省令で定める事項」を「及び業務の範囲」に改める。

第二十九條第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第三十條の次に次の一條を加える。

(承継)

第三十條の二 運送取扱事業者がその事業の全部を譲渡し、又は運送取扱事業者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合においてその協議により当該運送取扱事業を承継すべき相統人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。)若しくは合併後存続する法人(運送取扱事業者たる法人と運送取扱事業を経営しない法人の合併後存続する運送取扱事業者たる法人を除く。以下この項において同じ。)若しくは合併により設立された法人は、当該運送取扱事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第二十六條第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により運送取扱事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 第二十七條第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三十一條の見出しを「(事業の廃止)」に改め、同条第一項中「廃止し、又はその事業の全部を譲渡したときを、廃止したとき」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三十三條中「第三十一條第一項から第三項まで」を「第三十一條」に改める。

第三十四條第二項中「第十條」を削り、「第十八條から第三十條まで」を「第三十條」に改め、「第十條中「運賃又は料金」とあるのは「料金」とを削る。

第三十六條第二項中「事業計画を変更しよう」を「事業計画の変更(第四項に規定するものを除く。をしよう)」に改め、ただし書を削り、同条第四項を次のように改める。

4 外国人国際利用運送事業者は、運輸省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、運輸大臣に届け出なければならない。

第六十四條第一号及び第二号中「(第二十二條において準用する場合を含む。)」及び「(第三十條第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第三号中「第二十二條及び第二十八條第二項(第三十四條第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

第六十六條第一号中「第二十一條第四項(第二十二條及び第二十九條第二項(第三十四條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。」を削り、「第三十一條第一項から第三項まで」を「第三十條の二第二項、第三十一條」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第二十八條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を次のように改める。

2 旅行業者たる法人が合併により消滅したと

きは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(軌道法の一部改正)

第二十九号 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「料金」の下に「(命令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ命令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ主務大臣ニ届出ツベシ

(鉄道事業法の一部改正)

第三十号 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「専用鉄道等」を「専用鉄道」に改める。

第二条第七項を削る。

第十六条第一項中「料金(運輸省令で定める料金を除く)」を「運輸省令で定める料金」に改め、同条第三項中「第一項の運輸省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を」を「特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の運輸省令で定める料金を定めるときは、あらかじめその旨を、入場料金その他の運輸省令で定める料金を定めるときは、遅滞なくその旨を」に、「これを」を「これを」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 鉄道運送事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、同項の認可を受けた運賃又は料金について、次に掲げる割引又は割増しを行うことができる。この場合には、当該鉄道運送事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 回数乗車券並びに運賃及び料金の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に應ずる対価を得て発行する証票その他の物であつて未使用残高が当該方法により記録されるものと並びにこれらに類する証票その他のものに係る割引であつて運輸省令で定めるもの

の

二 危険品その他の特殊な取扱いを要する貨物の運送に係る割増し、荷主から貨車の提供を受けて行つた貨物の運送に係る割引その他の運送に要する費用の相違を勘案して行う割増し又は割引であつて運輸省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、当該鉄道事業に係る総収入を減少させないと思はれる範囲内で、運輸省令で定めるところにより、適用する期間又は区間その他の条件を定めて行う割引

第三十四号 第一号中「次条を」第三十五号に改め、同条の次に次の一条を加える。

(索道施設の検査)

第三十四号 第二号 索道事業の許可を受けた者(以下「索道事業者」という。)は、索道施設について、運輸の開始前に、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の検査を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない索道施設であつて現に索道事業の用に供されているものについては、この限りでない。

2

運輸大臣は、前項の検査の結果、当該索道施設が、工事計画に合致し、かつ、次条の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとき(工事を必要としない場合にあつては、同条の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとき)は、これを合格としなければならない。

第三十五号 中「索道事業の許可を受けた者(以下「索道事業者」という。)」を「索道事業者」に改める。

第三十六号 の見出しを「(運賃)」に改め、同条中「及び料金」を「(運輸省令で定める種類の索道に係るものを除く。)」に改める。

第三十七号 第二項を削り、同条第三項中「一年未満」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十八号 中「第九号から第十二号まで」を「第九号、第十二号」に、「第十号第二項(第十二

条第四項において準用する場合を含む。)」及び第十一号第二項を「第十二号第四項において準用する第十号第二項」に改め、「基準」との下に「第十二号第一項中「第十号第一項又は前条第一項」とあるのは第三十四号の二第一項」と、第十二号第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したときは」と、第二十三号第一項第一号中「運賃又は料金」とあるのは「運賃(第三十六号の運輸省令で定める種類の索道に係るものを除く。)」を加える。

「第四章 専用鉄道等」を「第四章 専用鉄道」に改める。

第三十九号 の見出しを「(専用鉄道に関する技術上の基準等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による届出をした者」を「専用鉄道を設置する者(以下「専用鉄道設置者」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第十九号及び」を削り、「第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四十号 次条の次に改める。

第四十号 削除

第四十一号 第一項中「第十号第一項(第三十八号において準用する場合を含む。)、第十一号第一項(第三十八号において準用する場合を含む。)」を「第十号第一項、第十一号第一項」に、「第三十七号第二項」を「第三十四号の二第一項」に改める。

第五十五号 第二項中「第三十九号第一項又は第四十号第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改める。

第五十六号 第二項中「第三十九号第一項又は第四十号第一項の規定による届出をした者」を「専用鉄道設置者」に改め、「若しくは専用索道」を削る。

第六十九号 第四号中「第三十七号第二項」を「第三十四号の二第一項」に改め、「第十号第一項、第十一号第一項若しくは」を削る。

第七十一号 第三号中「第三十九号第三項及び第四十号第二項」を「及び第三十九号第二項」に改める。

第七十二号 第一号中「第三十七号第一項若しくは第三項、第三十九号第一項又は第四十号第一項」を「又は第三十七号第一項若しくは第二項」に改める。

第七十五号 次条の次に改める。

第七十五号 第十九号(第三十八号において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。)

(鉄道営業法の一部改正)

第三十一号 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「定メ監督官庁ニ届出ツベシ」を「定ムベシ」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第三十二号 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八号 第一項中「かつ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従つた業務を行うことができることについて運輸大臣の認可を受け、」を削る。

第九号 の見出しを「(運賃及び料金)」に改め、同条第一項中「料金」の下に「(一般乗合旅客自動車運送事業の料金のうち運輸省令で定めるものを除く。)」を加え、同条第三項中「第一項」を「一般旅客自動車運送事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、第一項の運輸省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、当該一般乗合旅客

自動車運送事業に係る総収入を減少させない
と見込まれる範囲内で、運輸省令で定めると
ころにより、適用する期間又は区間その他の
条件を定めて、同項の認可を受けた運賃又は
料金の割引を行うことができる。この場合に
は、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、
あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出な
ければならない。

第三項を次のように改める。

3 運輸大臣が一般乗合旅客自動車運送事業の種類
に応じて標準運送約款を定めて公示した場合
(これを変更して公示した場合を含む。)にお
いて、当該種類の一般乗合旅客自動車運送事業者
が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、
又は現に定めている運送約款を標準運送約款
と同一のものに変更したときは、その運送約
款については、第一項の規定による認可を受
けたものとみなす。

第十一項を削る。

第十二項第二項中「一般乗合旅客自動車運送
事業を営業者(以下「一般乗合旅客自動車運
送事業者」という。)」を「一般乗合旅客自動車運
送事業者に改める。

第十七条第一項中「三月を超えない期間を限
り」を、当該路線において事業用自動車の運行を
再開することができることとなるまでの間に
改め、同条第二項を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第四十三條第五項中「第三十四條」を削り、
「第十七條第一項」を「第十七條」に改め、「同条
第二項中「事業計画の変更又は事業の休止」とあ
るのは「事業計画の変更」とを削り、同条第十
一項を削る。

第四十四條第五項中「無償旅客自動車運送事
業者たる法人」を「無償旅客自動車運送事業者」
に改め、同項第一号中「法人」を「無償旅客自動
車運送事業者たる法人」に改め、同項第二号を
次のように改める。

二 無償旅客自動車運送事業者が死亡した場
合においては、その相続人

第四十四條第五項第三号及び第六項を削る。

第五十條第二項中「除く外」を「除くほか」に改
め、「着手及び」を削る。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

第七十一條中「左の」を「次の」に改め、第三号
を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号
とする。

第七十五條を次のように改める。

(専用自動車道)

第七十五條 専用自動車道を設置した自動車運
送事業者は、その全部又は一部の供用を開始
しようとするときは、運輸大臣の検査を受け
なければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該専用
自動車道の構造及び設備が、次項において準
用する第五十條第一項の工事方法(次項にお
いて準用する第五十四條又は第五十五條の規
定による変更があつたときは、変更があつた
もの)に合致し、かつ、工事を要しなかつた
部分につき事業計画及び次項において準用す
る第五十一條の基準に適合すると認めるとき
(工事を必要としない場合にあつては、事業
計画及び同項において準用する同条の基準に
適合すると認めるとき)は、これを合格とし
なければならぬ。

3 専用自動車道には、第五十條第一項及び第
二項、第五十一條、第五十三條から第五十五
條まで、第六十條第一項、第六十三條、第六
十七條から第七十條まで、第七十三條並びに
前条の規定を準用する。この場合において、
これらの規定(第五十條第一項を除く。)中「運
輸大臣及び建設大臣」とあるのは「運輸大臣」
と、第五十條第一項中「運輸大臣及び建設大
臣の指定する期間内に、工事施行の認可を」
とあるのは「工事施行の認可を」と、同条第二
項中「工事の完成の期間を指定して、前項の

認可を」とあるのは「前項の認可を」と読み替
えるものとする。

第七十七條第一項中「第五十二條」を削り、
「第五十一條」を「同条第三項中第五十一條」に改
める。

第九十九條第三号中「第三十四條第一項(第
四十三條第五項において準用する場合を含む。)
」を削る。

第一百一條本文中「第五十七條第一項(第七十五
條において準用する場合を含む。)、第五十八條
第一項(第七十五條において準用する場合を含む。)
又は第六十條第一項(第七十五條において準
用する場合を含む。)」を「第五十七條第一項、
第五十八條第一項、第六十條第一項(第七十五
條第三項において準用する場合を含む。又は第
七十五條第一項に改め、同条ただし書中「(第
七十五條において準用する場合を含む。)」を削
り、「自動車道」を「一般自動車道」に改める。

第八十八條第二号中「第十一條第四項」を「第九
條第三項若しくは第四項」に改め、「第十七條
第二項(第四十三條第五項において準用する場合
を含む。)」を削り、「第十項若しくは第十一
項」を「若しくは第十項に、」から第六項まで
を「若しくは第五項に、」第七十五條を「第七
十五條第三項」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第三十三條 貨物自動車運送事業法(平成元年法
律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項を次のように改める。

3 運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した
場合(これを変更して公示した場合を含む。)
において、一般貨物自動車運送事業者が、標
準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現
に定めている運送約款を標準運送約款と同一
のものに変更したときは、その運送約款につ
いては、第一項の規定による認可を受けたも
のとはみなす。

第十三條第四項を削る。

第十九條第一項第二号を次のように改める。

二 事業用自動車の運行の安全の確保に関す
る業務について運輸省令で定める一定の実
務の経験その他の要件を備える者

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第三十五條第六項中「第二十八條」を削る。

第三十七條第一項中「貨物運送取扱事業法」の
下に「平成元年法律第八十二号」を加え、同条
第三項中「第二十八條」を削る。

第七十六條第六号を削り、第七号を第六号
とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上
げる。

第七十九條第二号中「第十三條第四項」を削
る。

(海事代理士法の一部改正)

第三十四條 海事代理士法(昭和二十六年法律
第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「あらたな」を「新たな」に改
め、同条第一項中「既に存する」を「その主たる」
に、且つ、あらたに」を「かつ、新たに」に改め
る。

第二十二條第一項中「あらかじめ、その」を
「その業務の開始前に、委託者から」に、「地方
運輸局長に届け出なければ」を「これをその事務
所において公衆に見やすいように掲示しなけれ
ば」に、「変更した」を「変更する」に改め、同条
第四項中「規定により届出があつた」を削る。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第二十四條中「届け出た」を「掲示した」に改め
る。

(海上運送法の一部改正)

第三十五條 海上運送法(昭和二十四年法律第百
八十七号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出しを「(運賃及び料金)」に改め、
同条第一項中「手荷物及び小荷物の運賃及び料
金」を「及び省令で定める手荷物の運賃及び料
金(省令で定める料金を除く。)」に改め、同条第
二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第

四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 一般旅客定期航路事業者は、手荷物(前項の省令で定める手荷物を除く)及び小荷物の運賃及び料金並びに同項の省令で定める料金を定めようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

3 一般旅客定期航路事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、当該一般旅客定期航路事業に係る総収入を減少させない見込まれる範囲内で、省令の定めるところにより、適用する期間又は区間その他の条件を定めて、同項の認可を受けた運賃又は料金の割引を行うことができる。この場合には、当該一般旅客定期航路事業者は、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十号中「第八号第一項の二及び「前条の」を削る。

第十九条第一項中「利便」の下に「その他公共の利益」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第十九条の三中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十九条の六の見出しを「(貨率表の公示)」に改め、同条中「ばら積を」を「ばら積み」に、「公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければ」を「公示しなければ」に改める。

第二十三条の二第一項中「第八号から第十号まで」を「第八号第一項、第三項及び第四項、第九号、第十号」に、「第十九条の二及び第十九条の三第四項から第六項まで」を「第十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第十九条の二並びに第十九条の三第四項及び第五項」に、「手荷物及び小荷物の運賃及び料金」を「及び省令で定める手荷物の運賃及び料金(省令で定める料金を除く。)」に改め、「除く。」との下に、「第十九条第一項第一号中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客

客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」とあるのは「自動車航送に係る運賃及び料金」とを加え、同条第二項中「第十九条第二項、第十九条の二及び第十九条の三第四項から第六項まで」を「第十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項、第十九条の二並びに第十九条の三第四項及び第五項」に改める。

第三十号中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「取扱」を「取扱ひ」に、「積付」を「積付け」に、「積込」を「積込み」に、「陸揚」を「陸揚げ」に改め、同条第二号中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第三号中「届けた」を「公示した」に改め、同条第四号中「且つ」を「かつ」に、「申し合わせ」を「申し合せ」に改め、同条第五号中「申し合わせ」を「申し合せ」に改め、同条第六号中「もつぱら」を「専ら」に、「申し合わせ」を「申し合せ」に改める。

第三十号の三中「届けた」を「公示した」に改める。

第四十九号中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第二項」を「第八号第二項」(第二十三号の二第二項において準用する場合を含む。)、第八号第三項(第二十三号の二において準用する場合を含む。)、第十一号第三項に改め、「若しくは第六項」及び「これらの規定を」を削り、「第十九条の三第七項」を「第十九条の三第六項」に改め、同条第二号中「又は第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)」を削り、同条に次の一号を加える。

三 第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)(の規定による公示をしなかつた者

(内航海運業法の一部改正)
第三十六号 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七号を次のように改める。

(許可の取消し)
第七号 運輸大臣は、第三条第一項の許可を受けた者(以下「内航海運業者」という。)がその

許可を受けた日から一年以内に事業を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

(港湾運送事業法の一部改正)
第三十七号 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七号を次のように改める。

第三十三号の三を削り、第三十三号の四を第三十三号の三とする。

第三十四号の二第二号中「及び第三十三号の三第三項」を削る。

第三十五号第二号中「及び第三十三号の三第三項」を削り、同条第三号中「第三十三号の二第二項及び第三十三号の三第三項」を「及び第三十三号の二第二項」に改め、同条第四号及び第五号中「第三十三号の三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

第三十七号第一号中「第三十三号の二第二項及び第三十三号の三第三項」を「及び第三十三号の二第二項」に改め、同条第二号中「第二十二号の二」に改め、同条第三号及び第四号中「第三十三号の三第三項において準用する場合を含む。」を削る。

(船舶法の一部改正)
第三十八号 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八号を次のように改める。

第三十八条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「製造時等検査代行機関」という。)の検査を受けた場合

二 輸入された特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。))について、当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合

第三十八条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら都道府県労働基準局長又は製造時等検査代行機関の検査(製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時等検査対象機械等のうち労働省令で定めものに係る検査に限る。)を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

第四十六号第一項 第五十三号の二、第五十四号及び第五十二号の二第一号中「第三十八条第一項ただし書」を「第三十八条第一項第一号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第七條及び附則第六條の規定 平成七年四月一日

二 第八條及び第九條並びに附則第七條第二項及び第八條の規定 平成七年七月一日

三 第四十條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十七條から第三十條まで及び第三十二條から第三十五條までの規定並びに附則第十二條から第十九條まで、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七條の二第二項の規定は、第一條の規定の施行の日以後において生ずる同項各号に規定する異動事項について適用し、同日以前において生じた同項の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七條第二号及び第三号に規定する異動事項については、なお従前の例による。

(無尽業法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第三條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の無尽業法第三條第一項の免許を受けている者は、第三條の規定の施行の際に同條の規定による改正後の無尽業法第三條第一項の免許を受けたものとみなす。

(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第四條の規定の施行前にされた同條の規定による改正前の文化財保護法第四十六條第一項同法第五十六條の十四において準用する場合を含む。の規定による売渡しの申出又は第四條の規定による改正前の文化財保護法第四十六條第一項ただし書(同法第五十六條の十四において準用する場合を含む。の規定による承認の申請については、第四條の規定による改正後の

文化財保護法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七條の十三第二項の規定による承認を得ている者又はその申請を行つて

いる者は、当該承認又は申請に係る標識の様式につき、第六條の規定による改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七條の十三第三項の規定による公告及び届出又は同項の規定による届出を行つたものとみなす。

(狂犬病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第七條の規定の施行の際現に犬を所有している者について同條の規定による改正後の狂犬病予防法第四條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とあるのは、「平成七年四月一日(同日において生後九十日以内の犬を所有している場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とする。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第八條の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第二十一條第一項及び第二十三條第一項の規定による平成七年七月から十二月までの期間に係る許可の申請は、第八條の規定の施行前においても行うことができる。

2 平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬及び向精神薬取締法第四十二條から第四十五條まで及び第四十六條第一項に規定する者の厚生大臣又は都道府県知事に対する届出については、第八條の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(あへん法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 平成七年四月から六月までの期間に係る麻薬製造業者の厚生大臣に対する届出について

は、第九條の規定による改正後のあへん法第四十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公益質屋法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第十一條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の公益質屋法第一條第二項の規定による認可を受けている社会福祉法人又はその申請を行つて

いる社会福祉法人は、当該認可又は申請に係る公益質屋につき、社会福祉事業法第五十七條第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第十二條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の土地改良法第二十九條第一項ただし書の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二條の規定による改正後の土地改良法第二十九條第二項の規定による公告を行つたものとみなす。

(肥料取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 登録又は仮登録を受けた法人の解散及び登録又は仮登録を受けた者の当該肥料の生産又は輸入の事業の廃止並びに登録外国生産業者(肥料取締法第三十三條の二第三項の登録外国生産業者をいう。以下この条において同じ。)である法人の解散及び登録外国生産業者の当該肥料の生産の事業の廃止であつて、第十三條の規定の施行前にしたものであるについては、同條の規定による改正後の肥料取締法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(貨物運送取扱事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第二十七條の規定の施行の際現にされた同條の規定による改正前の貨物運送取扱事業法(第三項において「旧取扱事業法」という。第八條第一項の規定による集配事業計画の変更の認可の申請であつて、第二十七條の規定による改正後の貨物運送取扱事業法(第三項において「新取扱事業法」という。第八條第三項の運輸省令で定める集配事業計画の変更に係るも

のは、同項の規定によりした当該集配事業計画の変更の届出とみなす。

2 第二十七條の規定の施行前に運送取扱事業者がその事業の全部を譲渡し、若しくは死亡した場合又は運送取扱事業者たる法人が合併により消滅し、若しくは合併以外の事由により解散した場合における届出及び当該届出に係る運送取扱事業の登録の抹消並びに相続人の運送取扱事業の経営については、なお従前の例による。

3 第二十七條の規定の施行の際現にされている旧取扱事業法第三十六條第二項の規定による事業計画の変更の認可の申請であつて、新取扱事業法第三十六條第四項の運輸省令で定める事業計画の変更に係るものは、同項の規定によりした当該事業計画の変更の届出とみなす。

(旅行業法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第二十八條の規定の施行前に旅行業者たる法人が合併以外の事由により解散した場合における届出及び当該届出に係る旅行業の登録の抹消については、なお従前の例による。

(軌道法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第二十九條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の軌道法(以下この条において「旧軌道法」という。第十一條第一項の規定により認可を受けている運輸に関する料金であつて、第二十九條の規定による改正後の軌道法(以下この条において「新軌道法」という。第十一條第一項の命令で定める料金に該当するものは、同條第二項の規定により届け出た料金とみなす。

2 第二十九條の規定の施行の際現にされている旧軌道法第十一條第一項の規定による運輸に関する料金の認可の申請であつて、新軌道法第十一條第一項の命令で定める料金に係るものは、同條第二項の規定によりした届出とみなす。

(鉄道事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 第三十條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の鉄道事業法(以下この条において「旧鉄道事業法」という。第十六條第一項

の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十条の規定による改正後の鉄道事業法(以下この条において「新鉄道事業法」という。)第十六条第三項に規定する料金又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しに相当する割引若しくは割増しが行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第三十条の規定の施行の際現にされている旧鉄道事業法第十六条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るもの又は同条第四項第一号若しくは第二号に規定する割引若しくは割増しに相当する割引若しくは割増しに係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

3 第三十条の規定の施行前に旧鉄道事業法第十六条第三項の規定によりした届出であつて、新鉄道事業法第十六条第三項に規定する料金に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

4 第三十条の規定の施行の際現に旧鉄道事業法第三十七條第二項の規定による検査の申請がされている索道施設については、新鉄道事業法第三十七條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第三十条の規定の施行前に受けた旧鉄道事業法第三十八條において準用する旧鉄道事業法第十條第一項又は第十一條第一項の規定による検査は、新鉄道事業法第三十四條の第二項の規定による検査とみなす。

6 第三十条の規定の施行の際現にされている旧鉄道事業法第三十八條において準用する旧鉄道事業法第十條第一項又は第十一條第一項の規定による検査の申請は、新鉄道事業法第三十四條の第二項の規定による検査の申請とみなす。
(道路運送法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 第三十二條の規定の施行に際現に同条

の規定による改正前の道路運送法(以下この条において「旧道路運送法」という。)第九條第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十二條の規定による改正後の道路運送法(以下この条において「新道路運送法」という。)第九條第一項の運輸省令で定める料金又は同条第四項に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第三十二條の規定の施行の際現にされている旧道路運送法第九條第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新道路運送法第九條第一項の運輸省令で定める料金に係るもの又は同条第四項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

3 第三十二條の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五條において準用する旧道路運送法第五十七條第一項又は第五十八條第一項の規定による検査は、新道路運送法第七十五條第一項の規定による検査とみなす。

4 第三十二條の規定の施行前に受けた旧道路運送法第七十五條において準用する旧道路運送法第五十九條第一項の規定による検査は、当該検査を受けた部分についての新道路運送法第七十五條第一項の規定による検査とみなす。

5 第三十二條の規定の施行の際現にされている旧道路運送法第七十五條において準用する旧道路運送法第五十七條第一項、第五十八條第一項又は第五十九條第一項の規定による検査の申請は、新道路運送法第七十五條第一項の規定による検査の申請とみなす。
(貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う経過措置)
第十七條 第三十三條の規定の施行の際現に同条

の規定による改正前の貨物自動車運送事業法第十九條第一項第二号の規定による認定を受けている者であつて運行管理者資格者証の交付を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしていない者に対する運行管理者資格者証の交付については、なお従前の例による。

第十八條 第三十四條の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の海事代理士法第十條第一項の規定による許可の申請であつて、海事代理士の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にされたものは、第三十四條の規定による改正後の海事代理士法第十條第一項の規定による許可の申請とみなす。
(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 第三十五條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法(以下この条において「旧海上運送法」という。)第八條第一項(旧海上運送法第二十三條の二において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第三十五條の規定による改正後の海上運送法(以下この条において「新海上運送法」という。)第八條第一項(新海上運送法第二十三條の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の省令で定める料金若しくは新海上運送法第八條第二項(新海上運送法第二十三條の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金又は新海上運送法第八條第三項(新海上運送法第二十三條の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ新海上運送法第八條第二項又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第三十五條の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第八條第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、新海上運送法第八條第一項の省令で定める料金若しくは同条第二項に規定する手荷物及び小荷物の運賃及び料金に係るもの又は同条第三項に規定する割引に

相当する割引に係るものは、それぞれ同条第二項又は第三項の規定によりした届出とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二十條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二條、第四條、第七條第二項、第八條、第十一條、第十二條第二項、第十三條及び第十五條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一條、第四條、第八條、第九條、第十三條、第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(非訟事件手続法の一部改正)
第二十二條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第三百三十六條中「若クハ無尽管理業」を削る。
第三百三十七條及び第三百三十八條ノ二中「若ハ無尽管理業」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)
第二十三條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項の表輸出入取引審議会の項中「輸出品デザイン法及び輸出中小企業製品統一商標法(昭和四十五年法律第八十五號)」を「及び輸出品デザイン法」に改める。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)
第二十四條 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。
第十一條第四項中「若しくは同法第三十一條第一項から第三項まで」を「同法第三十條の二第二項若しくは第三十一條」に改め、同条第五

項中「これらの規定を」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第六十四号の二及び第六十四号の三中「(附帯業務を含む。以下同じ。)」を削り、同項第六十四号の五中「利用運送事業」及び「運送取次事業」の下に「(附帯業務を含む。次条及び第四十条第一項第七十六号において同じ。)」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第二十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号の三を第七号とする。

別表第二第二号(十)を次のように改める。

(十) 削除

別表第三第一号(十九)を次のように改める。

(十九) 削除

別表第三第一号中(四十六)を削り、(四十五の二)を四十六とし、(八十四)を削り、(八十三の五)を八十四とする。

別表第四第一号中(五)を削り、(五の二)を(五)とする。

理由

行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るため、許可、認可等の整理及び合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年六月二十一日印刷

平成六年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局